

男女ハートフル共生プラン ～茂原市男女共同参画計画（第5次）～

〔令和8年度～令和12年度〕



茂原市マスコットキャラクター

モバリん

令和8年3月
茂原市

はじめに



近年、少子高齢化の進行や家族形態の多様化、価値観の変化に加え、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえたライフスタイルの見直しなど、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。これに伴い、男女共同参画をめぐる課題も複雑化・多様化しています。

このような中、誰もが性別にとらわれることなく対等な立場で社会に参画し、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮される「男女共同参画社会」の実現は、これまで以上に重要となっています。

本市では、平成16年に「茂原市男女共同参画計画（第1次）」を策定して以来、4次にわたり男女共同参画施策の推進に取り組んできました。しかし依然として、家庭、職場、地域社会において性別による固定的な役割分担意識が残り、男女の地位の平等が十分に達成されているとは言えない状況です。

こうした課題を踏まえ、このたび新たに「男女ハートフル共生プラン～茂原市男女共同参画計画（第5次）～」を策定しました。本計画は、第4次計画の成果と課題を継承しつつ、新たな社会状況の変化や課題に対応し、男女共同参画施策の一層の推進を図るものです。誰もが自分らしく安心して暮らし、人々がお互いを尊重し合いながら活躍できる社会を目指します。

男女共同参画社会の実現には、行政のみならず、市民、事業者、地域団体などの皆様との協働が不可欠です。引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました「茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会」委員の皆様をはじめ、市民意識調査等にご協力いただきました多くの皆様に、心より感謝申し上げます。

令和8年3月

茂原市長

市原 淳

目 次

第1章 計画の基本的考え方

1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の性格と位置づけ	2
3. 計画の期間	4
4. 計画の愛称	4
5. 計画の基本理念	4
6. 計画の基本目標	4

第2章 計画策定の背景

1. 社会情勢の変化	6
(1)日本社会全体における状況の変化	6
(2)少子高齢化の進行	6
(3)雇用情勢	9
(4)ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	11
(5)政策・方針決定過程への女性の参画	12
(6)配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からの暴力（DV） 等をめぐる状況	13
(7)災害の経験から得た教訓	14
(8)性の多様性について	15
2. 国・県・市の取組	16
(1)国の取組	16
(2)千葉県における取組	17
(3)茂原市における取組	18

第3章 施策の体系

施策の体系	20
-------	----

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ 人権の尊重	22
主要課題 1 人権を守るための社会づくり	22
主要課題 2 男女共同参画の意識づくり	26
主要課題 3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	28
基本目標Ⅱ あらゆる暴力の根絶	30
主要課題 1 暴力の防止と被害者支援の充実	30
基本目標Ⅲ 様々な分野における男女共同参画	34
主要課題 1 政策・方針決定過程における男女共同参画	34
主要課題 2 地域社会における男女共同参画	36
主要課題 3 家庭における男女共同参画	38
主要課題 4 労働の場における男女共同参画	43
基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせる環境づくり	48
主要課題 1 安心して活動できる環境の整備	50
主要課題 2 健やかに安心して暮らせる環境の整備	52
指標の一覧	55

第5章 計画の推進

(1) 推進体制の整備	60
(2) 関係機関との連携	60
(3) 調査研究・情報提供の充実	60

参考資料

(1) 茂原市男女共同参画計画（第5次）の策定経過	62
(2) 茂原市男女共同参画計画（第5次）に関する提言	64
(3) 茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会設置要綱	67
(4) 茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会委員名簿	68
(5) 茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会設置要領	69
(6) 男女共同参画社会づくり推進施策の歩み（国際婦人年以降）	70
(7) 男女共同参画社会基本法	74
(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抜粋）	78
(9) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抜粋）	80
(10) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	82
(11) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（抜粋）	84
(12) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の 理解の増進に関する法律（抜粋）	86
(13) SDGsについて	87

第1章 計画の基本的考え方

第1章 計画の基本的考え方

1. 計画策定の趣旨

本市は、市民一人ひとりが性別にとらわれず個性と能力を十分に発揮して自分らしく生きることができる男女共同参画社会の実現を目指しており、2004年（平成16年）に第1次茂原市男女共同参画計画、2011年（平成23年）に第2次計画、2016年（平成28年）に第3次計画、2021年（令和3年）に第4次計画を策定しました。

令和6年度に実施した「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査（以下「令和6年度市民意識調査」という。）」の結果によると、「家庭」と「職場」において、男女が平等であると感じる人の割合が増えてきており、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識を持つ人は減少しました。

全体として、「男性の方が優遇されている」と感じている人の割合は減ってきていますが、「社会通念・慣習」や「政治・政策決定」の場においては、男性が優遇されているという回答が多く、女性の参画がいまだ不十分であることが課題として残りました。

第5次計画の策定にあたっては、第4次計画の成果と課題を引き継ぎ、本市の地域性や文化について十分に考慮し、市民の視点に立った2026年（令和8年）からの新たな市民共通の目標と行動の指針となる「男女ハートフル共生プラン～茂原市男女共同参画計画（第5次～）」を策定するものです。

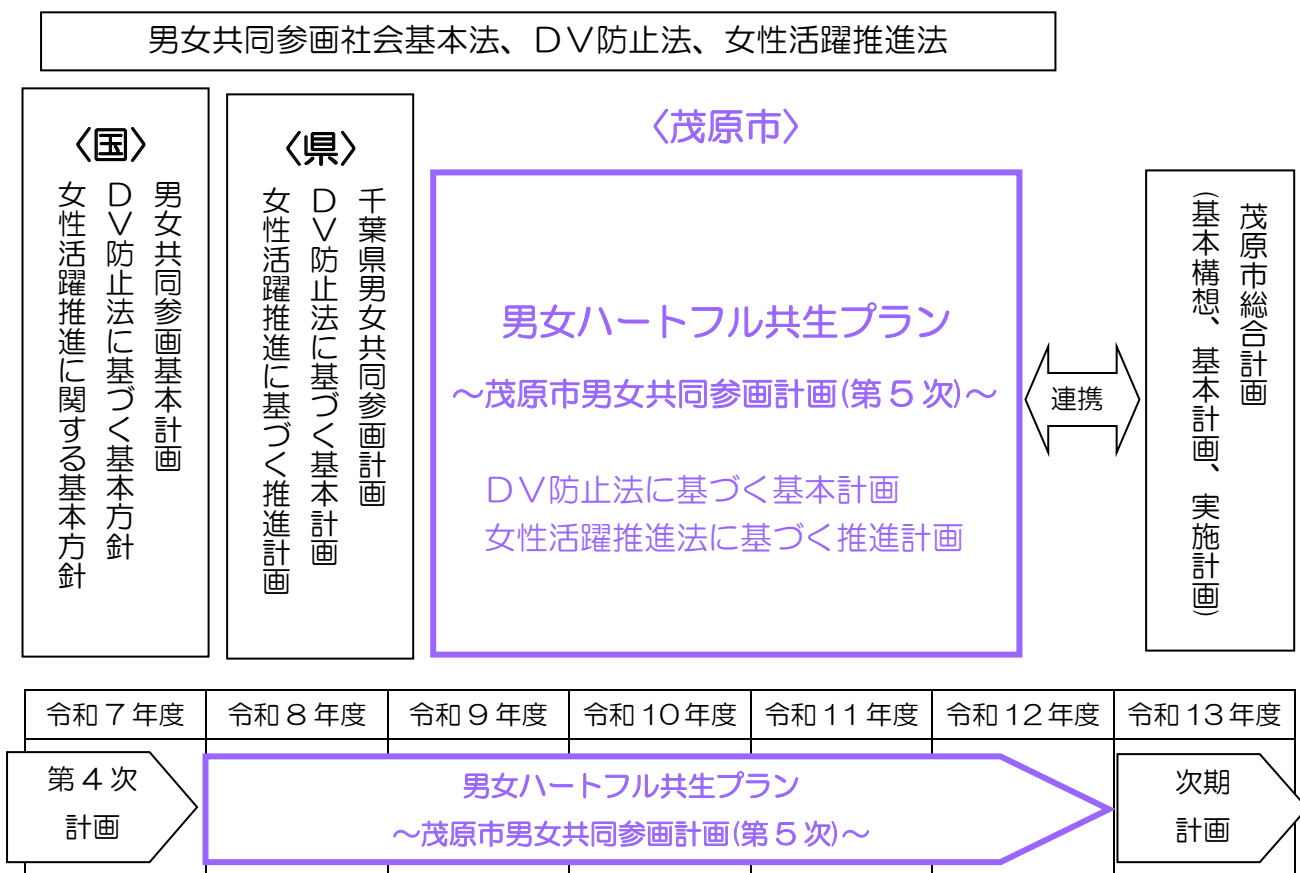
2. 計画の性格と位置づけ

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づき策定するものです。
- (2) 「茂原市まちづくり条例¹」第13条の規定に基づき策定するものです。
- (3) 男女共同参画社会の実現に向けた基本目標、主要課題及び施策を示した「男女ハートフル共生プラン～茂原市男女共同参画計画（第4次～）」の成果を引き継ぎつつ、国・県の男女共同参画計画も踏まえるとともに、茂原市総合計画及びその他の行政計画との整合性を図りながら、男女共同参画社会づくりを推進するものです。
- (4) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」第2条の3第3項の規定に基づく本市の基本計画として位置付けるものとします。
- (5) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」第6条第2項の規定に基づく本市の推進計画として位置付けるものとします。
- (6) 国際社会共通の目標「持続可能な開発目標（SDGs）²」で掲げる「ジェンダー³平

¹ 茂原市まちづくり条例 まちづくりの担い手である市民等、市及び議会が共有する基本的なルールとなる条例で、平成28年4月1日に施行された。第13条では、市民参加のまちづくりを進めていく上で、男女が互いを理解し協力し合い、それぞれの個性や能力を十分に発揮することができる環境づくりに努めるものと規定している。

² 持続可能な開発目標（SDGs） Sustainable Development Goals の略で、読み方は「エスディー・ジーズ」。平

- 等とすべての女性・女児のエンパワーメント⁴」を目指し、推進していくものです。
- (7) 「性的指向及びジェンダーアイデンティティ⁵の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」第5条に基づき、同法に規定する基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、国民の理解に関する施策を策定し、実施しようとするものです。
- (8) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第4条に基づき、同法の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講じようとするものです。
- (9) 男女共同参画社会の実現を図るため、全庁的に取り組むことはもとより市民や企業の理解と協力により、市として一丸となって推進していくものです。



成27年9月の国連サミットにおいて採択され、令和12年(2030)年を期限に国際社会全体が取り組む開発目標のこと。「誰一人取り残さない」世界を目指し、17のゴールと169のターゲットから構成されている。

³ **ジェンダー** 「社会的・文化的に形成された性別」のこと。生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)とは別に、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「ジェンダー/gender」という。

⁴ **女性のエンパワーメント** 女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々なレベルの意思決定過程に参画し、社会的、経済的、政治的な状況を変えていく力を持つこと。

⁵ **性的指向及びジェンダーアイデンティティ** 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」において、「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向、「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に関わる意識と定義している。

3. 計画の期間

この計画の期間は、2026年度（令和8年度）から2030年度（令和12年度）までの5年間とし、今後の社会情勢やニーズの変化に応じて随時見直しを行い、事業の効果的な推進を図ります。

4. 計画の愛称

茂原市男女共同参画計画（第2次）の策定にあたり、市民の皆さんに親しみを持っていただけるよう愛称を募集し、「男女ハートフル共生プラン」と決定しました。この愛称には「男女がお互いを思いやり、ともに支えあって生きていきましょう」という思いが込められています。

第5次計画の策定にあたっては、第4次計画の成果及び基本的理念を踏襲することから、計画の名称は、「男女ハートフル共生プラン～茂原市男女共同参画計画(第5次)～」とします。

5. 計画の基本理念

自分らしく生き、共に支え合い、安心して暮らせる社会の実現

市民一人ひとりが性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮し、自らの生き方を選択できる社会を形成していくためには、互いの人権を尊重し、支え合いながら、男女共同参画社会の実現に向けて主体的に考え、行動し、共に作り上げていく「市民が主役」の持続可能なまちづくりが求められます。

市民や団体、企業と行政が手を携え、誰もが共に喜びと責任を分かち合い、「すべての市民が住んで良かったと思える男女共同参画のまち茂原」を実現するために、「自分らしく生き、共に支え合い、安心して暮らせる社会の実現」を理念に掲げ、男女共同参画社会づくりを推進します。

6. 計画の基本目標

- I 人権の尊重
- II あらゆる暴力の根絶
- III 様々な分野における男女共同参画
- IV 誰もが安心して暮らせる環境づくり

第2章 計画策定の背景

第2章 計画策定の背景

1. 社会情勢の変化

(1) 日本社会全体における状況の変化

現在、日本社会では、少子高齢化による人口減少が進み、女性をはじめ、高齢者や外国人など多様な人材の活躍が求められる社会へと変化しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた現代社会では、デジタル化が進み、リモートワークやオンラインサービスの定着、働き方や生活スタイルの見直しが進行しています。このように私たちを取り巻く社会経済の構造は劇的に変化し続けており、男女共同参画をめぐる課題も複雑化・多様化しています。

一方で、ジェンダーや多様性への関心が高まるなか、性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）や構造的な不平等は依然として存在しており、真の意味での平等実現に向けた取組が引き続き求められます。特に若い世代を中心に、性別にとらわれない生き方や多様な価値観を尊重する姿勢が浸透しつつあり、これらの変化を踏まえた政策展開が不可欠になっています。

ジェンダー平等の推進と多様性の尊重は、誰もが安心して暮らせる持続可能な地域社会の基盤となるものであり、今後のまちづくりの重要な視点となります。社会の様々な分野で、すべての人々が性別による差別・制限を受けることなく、対等な立場で社会参画する機会が確保され、一人ひとりの個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現が急務となっています。

(2) 少子高齢化の進行

少子高齢化の急速な進行により、我が国の人口は2008年（平成20年）をピークに減少局面に入り、人口減少社会に突入しています。2024年（令和6年）の合計特殊出生率⁶は1.15で、現在の人口を維持するために必要とされる人口置換水準 2.07 を大きく下回っています。

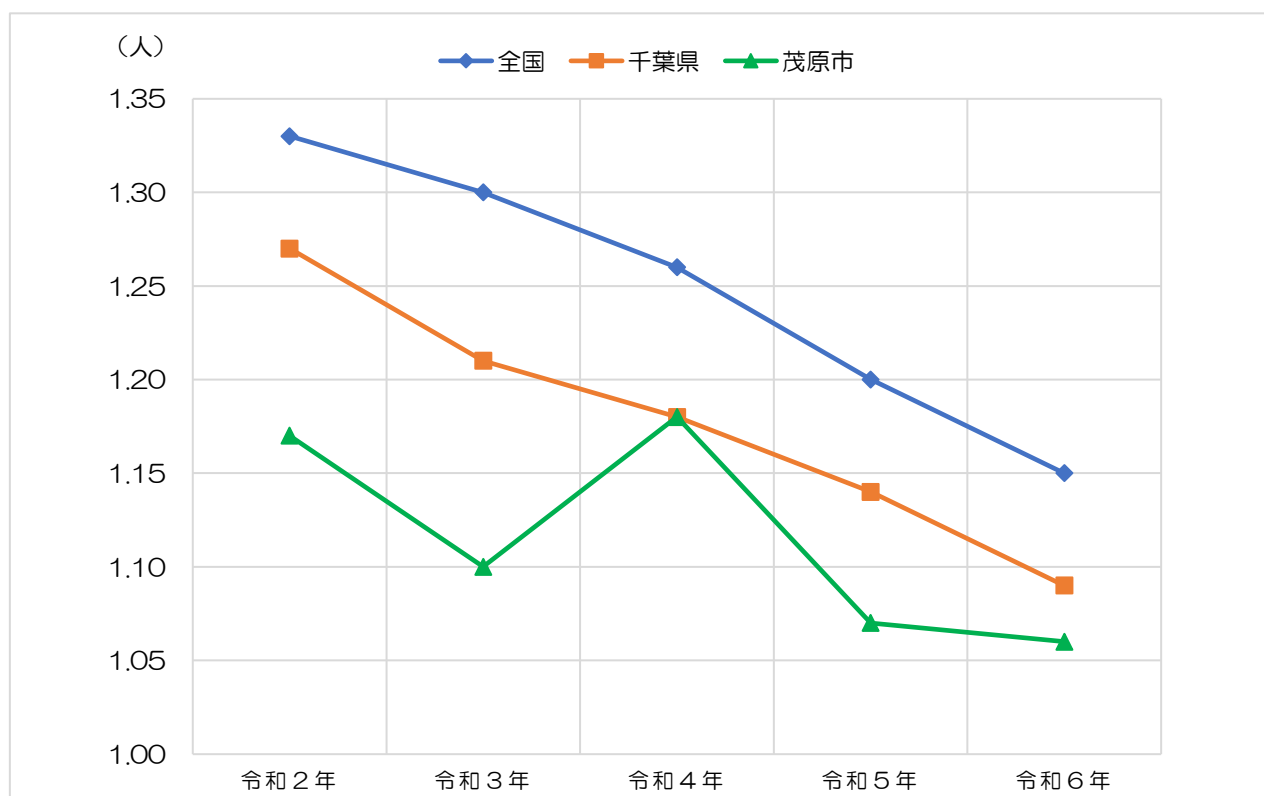
本市においても、人口は2002年（平成14年）をピークに減少が始まり、合計特殊出生率は2024年（令和6年）で1.06と、全国及び千葉県を下回っており、今後も確実に人口は減少していくと見込まれています。

⁶ **合計特殊出生率** 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子ども数に相当する。

合計特殊出生率

年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
全国	1.33	1.30	1.26	1.20	1.15
千葉県	1.27	1.21	1.18	1.14	1.09
茂原市	1.17	1.10	1.18	1.07	1.06

(人)



資料：千葉県「合計特殊出生率の推移市町村別」

一方、全人口に占める65歳以上の割合を示す高齢化率については、2024年(令和6年)、全国で29.3%と過去最高となっており、我が国は国民の約3.4人に1人が65歳以上という超高齢社会を迎えています。千葉県では27.6%と全国よりは下回っているものの、本市においては34.4%と全国及び千葉県を上回っています。

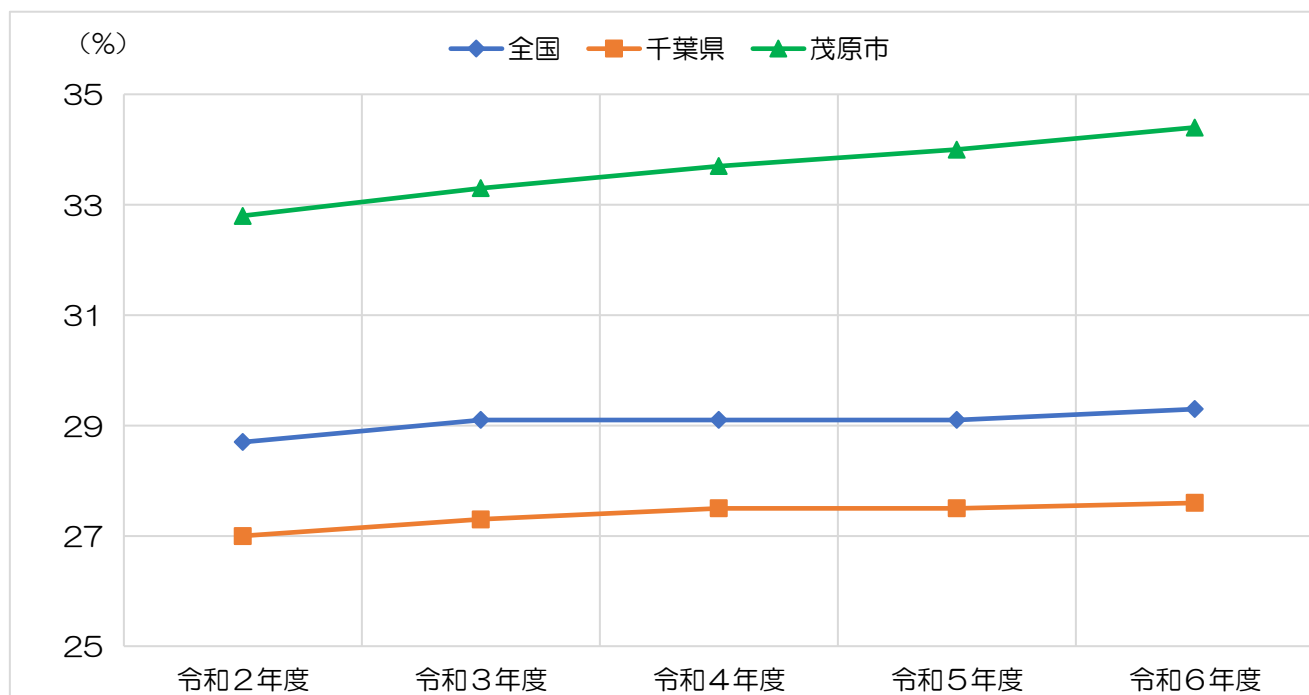
今後も、人口が減少する中で65歳以上の人口が増加することにより高齢化率が上昇を続け、2037年(令和19年)には、3人に1人以上が65歳以上となる見込みになっています。

少子高齢化が進行することにより、労働人口の減少や社会保障費の増大など、様々な問題が引き起こされ、老後の生活に不安を感じざるを得ない状況となっています。

高齢化率

年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
全国	28.7	29.1	29.1	29.1	29.3
千葉県	27.0	27.3	27.5	27.5	27.6
茂原市	32.8	33.3	33.7	34.0	34.4

(%)



資料：内閣府「高齢社会白書」、総務省統計局「統計からみた我が国の高齢者」
千葉県「県内市町村別の高齢者人口」

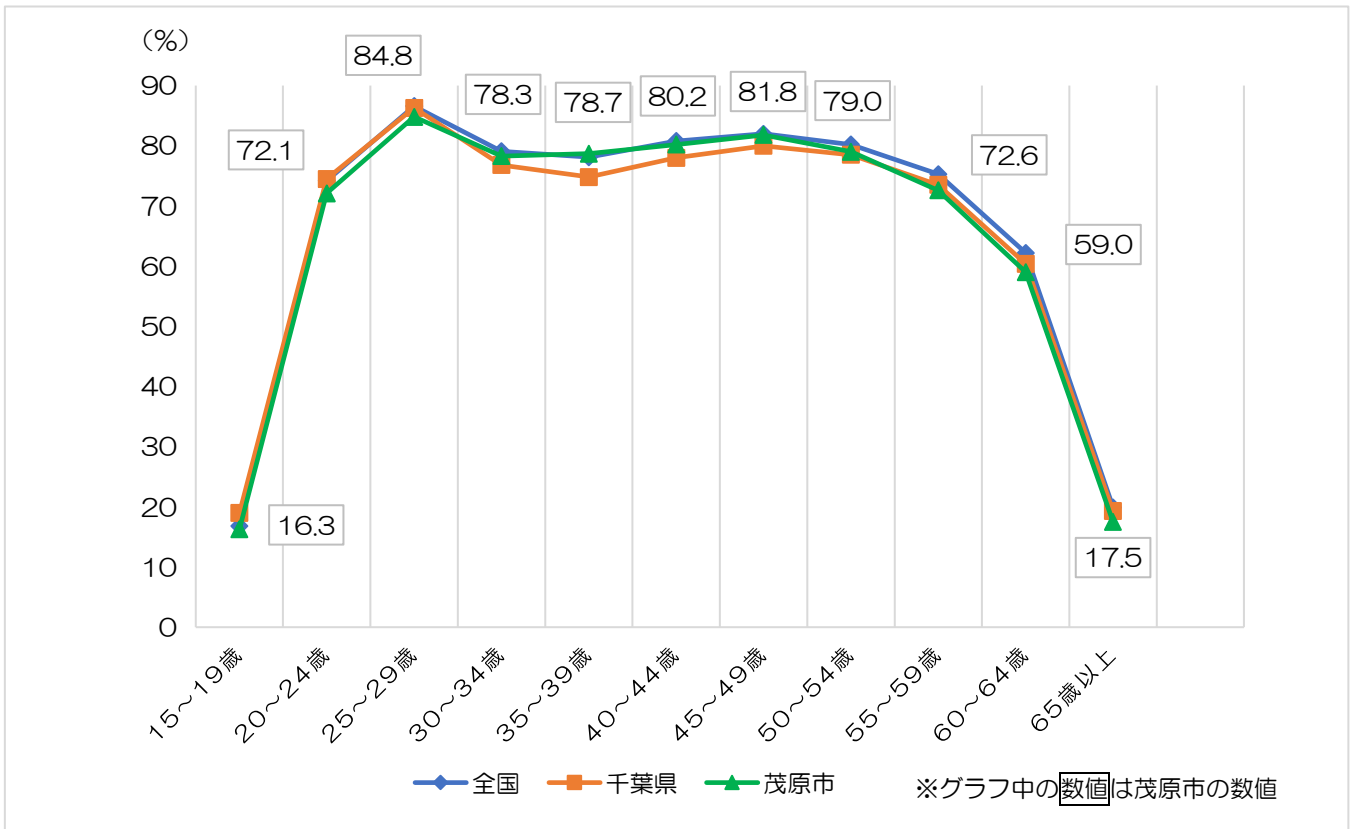
(3) 雇用情勢

◆女性の社会参画とM字カーブ

女性の年齢階級別労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)を見ると、全国、千葉県、本市とも、出産・子育て期にあたる30歳から40歳代で割合が落ち込む「M字カーブ」と呼ばれる曲線を描く状態となっています。

近年ではこの年代における労働力率が上昇しており、M字の状態は徐々に改善しつつあり、本市においては35歳から39歳の女性の労働力率は全国及び千葉県の割合をわずかに上回っています。

女性の年齢階級別労働力率

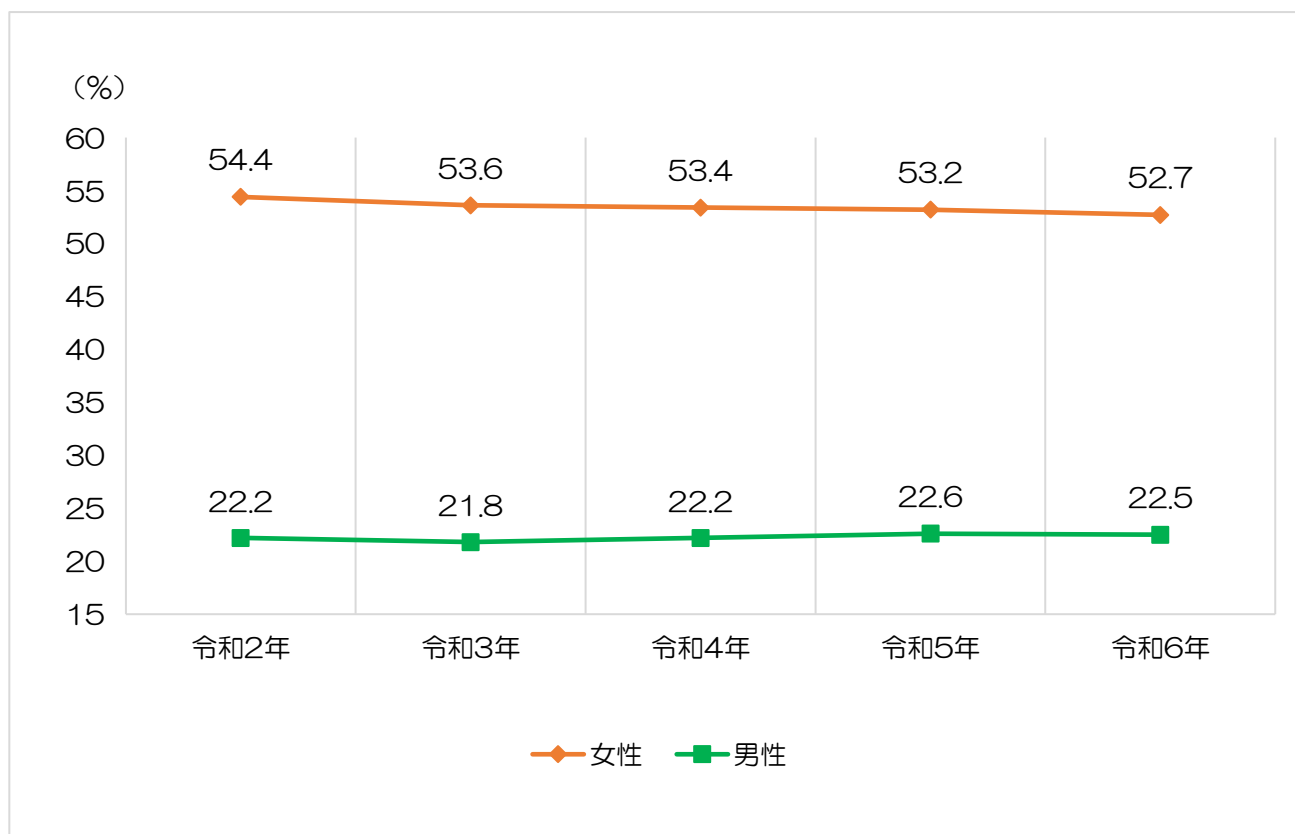


資料：「令和2年国勢調査」

◆女性の非正規雇用労働者の割合

全国の非正規雇用労働者の割合を見ると、女性の割合は男性を大幅に上回っています。令和6年の女性の非正規雇用労働者の割合は52.7%であり、減少傾向にはあるものの就労する女性の半数以上が非正規雇用という状態が長く続いています。

非正規雇用労働者の割合の推移（全国）



資料：「労働力調査（詳細集計）2024年（令和6年）平均」
※千葉県及び茂原市のデータはなし

(4) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）⁷の推進

人口減少に伴う労働力不足が懸念される中、性別にとらわれず多様な人々が活躍できる社会の実現が、これまで以上に重要となっています。

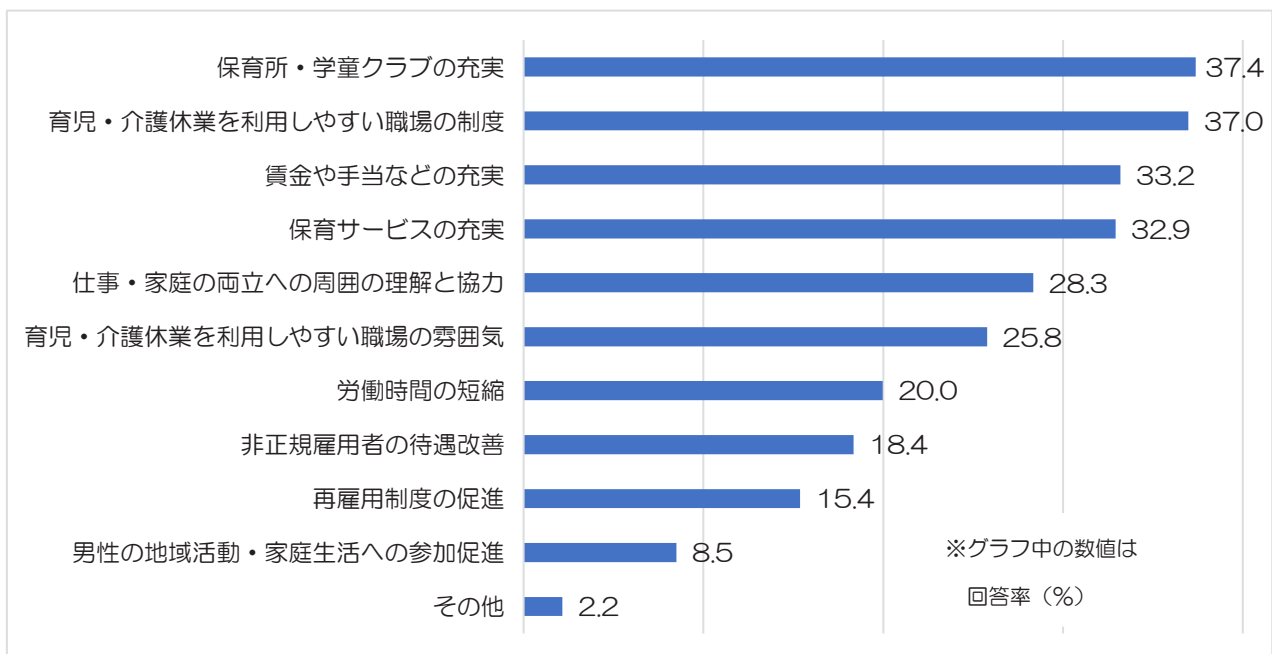
「令和6年度市民意識調査」では、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識を持つ人の割合が大幅に減少していることが明らかとなりました。

男女が共に仕事と家庭を両立していくためには、ワーク・ライフ・バランスへの取組が不可欠です。そのためには、保育所や学童クラブの充実、育児・介護休業を取得しやすい職場の環境整備などが求められています。

我が国においては、「女性活躍推進法」の施行により仕事と家庭の両立を支援する法制度が整備され、また、働き方改革の推進により長時間労働の是正が本格化するなど、制度面の進展が見られます。

こうした制度の整備に加え、働く人々の意識の変化と企業の取組が相互に影響し合いながら、ワーク・ライフ・バランスの考え方が広がっています。仕事の効率を高めながら、男女がともに働き、家庭や地域でも役割を分かち合うことができれば、子育てや高齢者の介護など、暮らしに関わる支え合いもより充実することが期待されます。

男女が共に仕事と家庭を両立していくためには、 どのような環境整備が必要だと思いますか



資料：茂原市「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」（令和6年度）

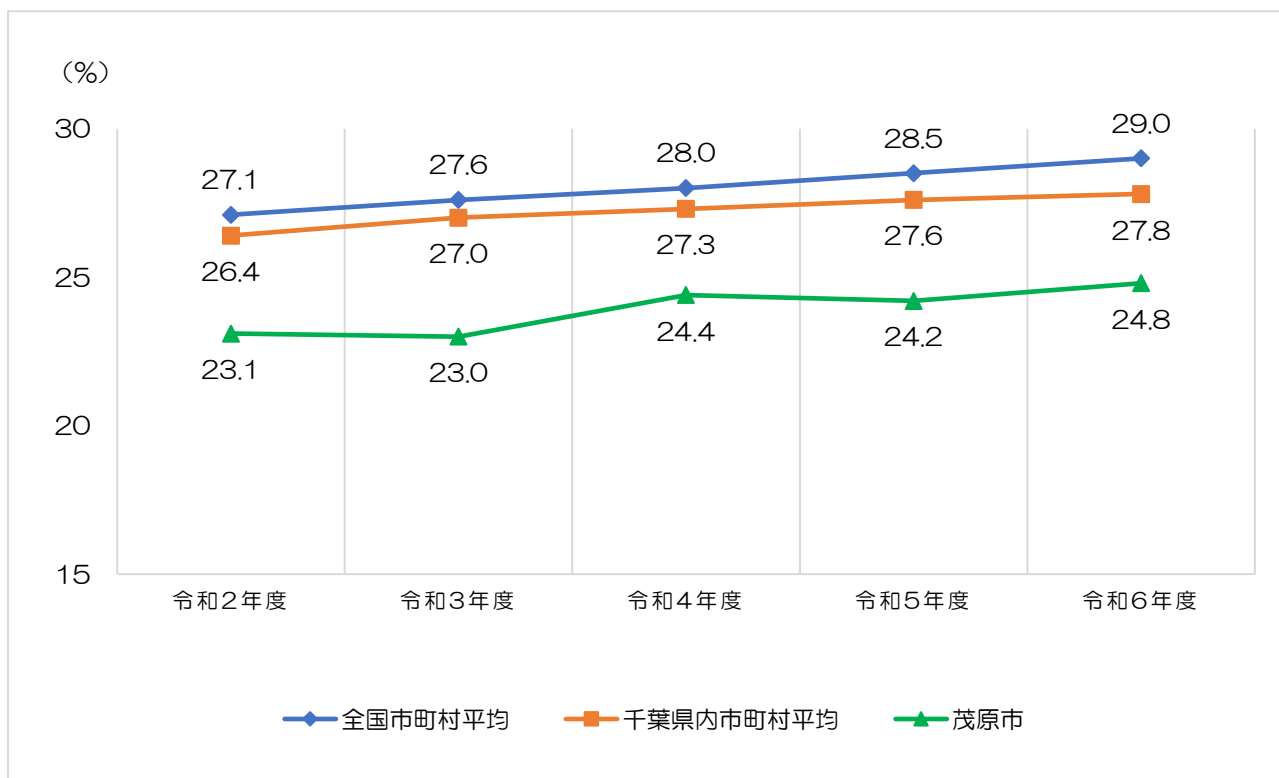
⁷ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和） 一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会のこと。

(5) 政策・方針決定過程への女性の参画

2015年（平成27年）の「女性活躍推進法」の制定、2018年（平成30年）の「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の制定などを背景として、近年、政治分野や行政分野をはじめ、企業や各種団体などにおける意思決定の過程への女性の参画は進みつつありますが、いまだ十分な水準に達しているとは言えません。

本市の審議会等における女性委員の割合は増減を繰り返していますが、全国市町村平均値と千葉県内市町村平均値を下回る状態が続いています。

審議会等における女性委員割合の推移



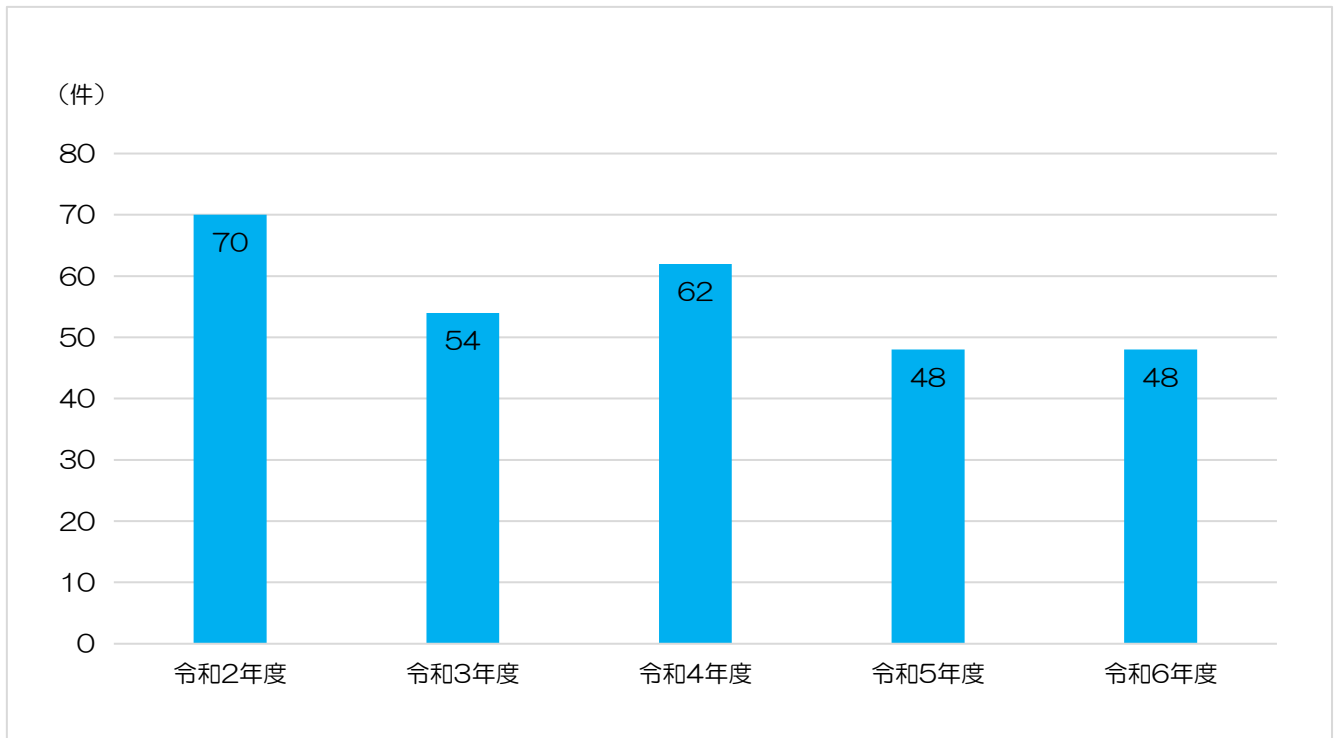
資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画の形成又は女性に関する施策の推進状況」

(6) 配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からの暴力（DV⁸）等をめぐる状況

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からの暴力（DV）、児童虐待などの暴力、性犯罪、ハラスメント等は、被害者の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会の実現に向けて克服すべき重要な課題です。このような問題は、加害者が身近な人であることが多いことから、被害の潜在化・深刻化が懸念されます。

「令和6年度市民意識調査」では、暴力等の行為を受けたことがあると回答した人のうち、「相談したかったが、しなかった」「相談しようとは思わなかった」人は74.8%、「誰かに打ち明けたり相談した」人は25.2%でした。

茂原市のDV相談件数の推移



資料：茂原市「DV相談件数」

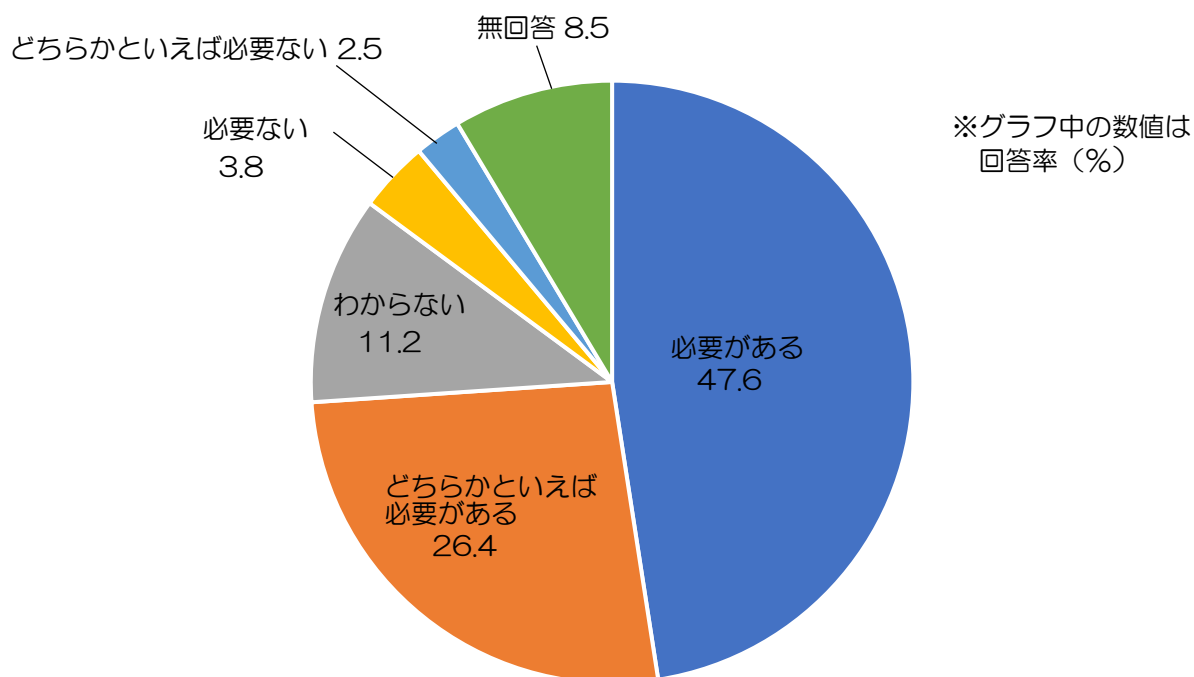
⁸ DV 配偶者や恋人などの親密な関係にある、又はあった者からの暴力のことを「DV（ドメスティック・バイオレンス）」という。身体的暴力だけでなく、精神的、経済的、性的などあらゆる暴力が含まれる。

(7) 災害の経験から得た教訓

近年の我が国は、2022年（令和4年）の福島県沖地震や、2024年（令和6年）の能登半島地震をはじめとして、全国各地で地震や台風などの自然災害が多く発生しています。度重なる災害の経験の中で、物資の備蓄・提供や避難所の運営等において女性の視点に立った対応が十分ではなかったことが明らかになりました。

茂原市においても、2019年（令和元年）9月から10月にかけて上陸した台風、大雨及び2023年（令和5年）の台風接近に伴う大雨の影響により、極めて深刻な被害が発生しました。「令和6年度市民意識調査」の結果によると、7割以上の方が、防災・災害復興対策に女性の視点に配慮した対応がとられる必要があると考えています。

防災・災害復興対策に、女性の視点に配慮した対応がとられる必要があると思いますか。



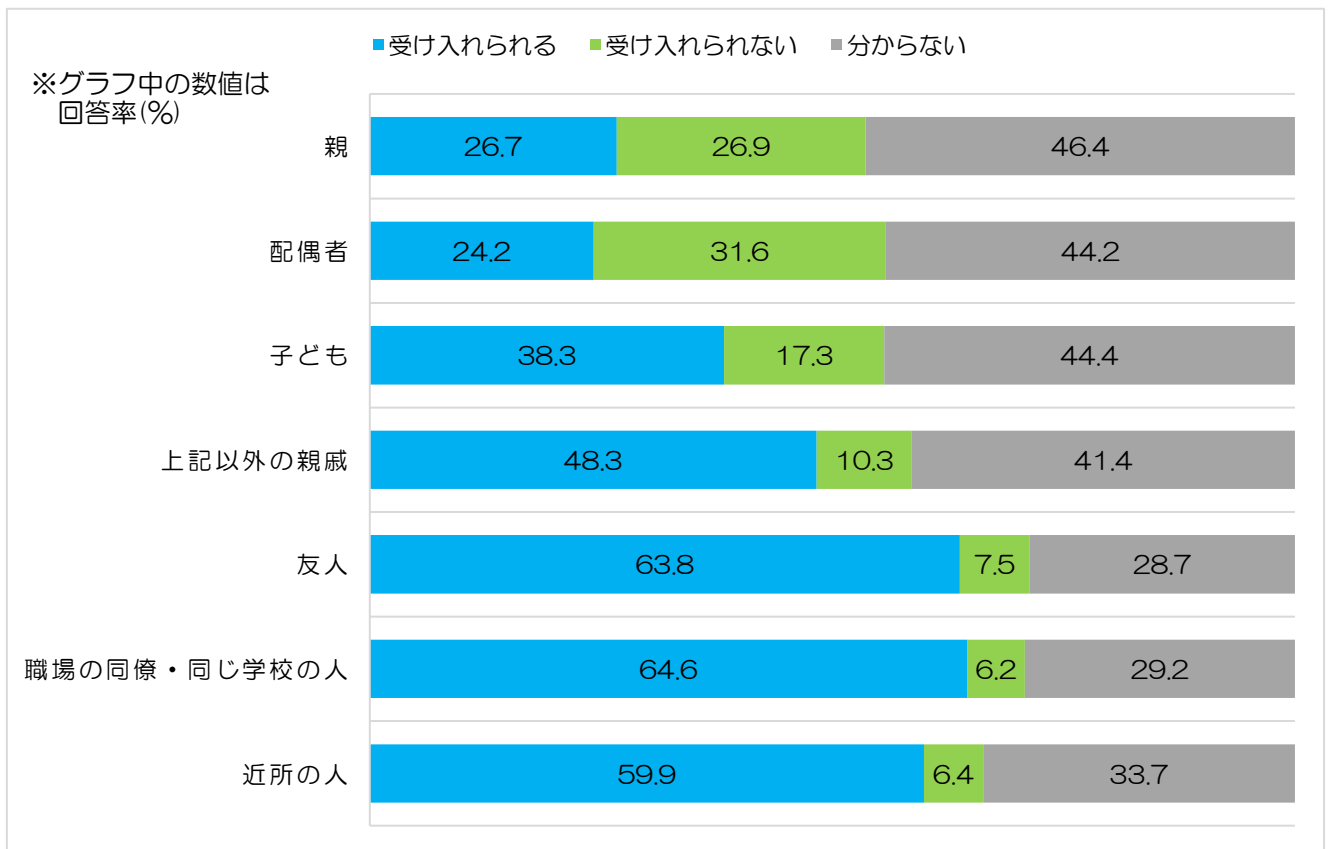
資料：茂原市「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」（令和6年度）

(8) 性の多様性について

LGBTQ⁹等の性の多様性をめぐる状況は大きく変化し、社会的に関心は高まりつつありますが、正しい理解が進んでいるとは言い難く、多様な性的指向及び性自認・性別違和を持つ人々が悩みを抱え、自分らしく生きることが困難な状況に置かれています。

「令和6年度市民意識調査」の結果によると、友人や職場の同僚・同じ学校の人が同性（両性）愛者であることは比較的受け入れられるが、親や配偶者といった、より近い関係の人に対しては受け入れられないという傾向にあります。

「同性（両性）愛者」を受け入れられますか。



資料：茂原市「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」（令和6年度）

⁹ **LGBTQ** Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、身体の性と心の性が一致しない者）、Questioning（クエスチョニング、心の性が男性、女性のどちらにも規定できない、又はしない人々）の頭文字をとった単語で、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）等を表す言葉。

2. 国・県・市の取組

(1) 国の取組

◆「男女共同参画社会基本法」の制定と法制度の整備

1999年（平成11年）6月に、国、地方公共団体、国民の責務を定めた「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）が公布、施行されました。「基本法」では、「男女共同参画社会の形成」を、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義しています。これに基づき、2000年（平成12年）に「男女共同参画基本計画」が策定されました。

◆女性の職業生活における活躍の推進

指導的地位への女性の参画推進に向けて、2015年（平成27年）8月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立しました。加えて、女性の活躍推進に向けた基盤である、男性の家事・育児等への参画に向けた取組や非正規労働対策、さらには、ひとり親家庭など困難を抱える女性に対する支援、配偶者暴力など女性に対する暴力の予防と根絶についても、取組が進められてきました。

女性活躍推進法は、当初、令和8年（2026年）3月31日までの時限立法として施行されていましたが、令和18年（2036年）3月31日まで10年間延長されました。これにより、事業主による男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表義務が拡大されるなど、多様な労働者が活躍できる就業環境の整備に向けたさらなる取組が求められます。

◆政治分野における男女共同参画の推進と働き方改革

2018年（平成30年）5月には、衆議院などの議員の選挙において、男女の候補者数ができる限り均等になることを目指して行われること等を基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されました。

また、同年6月には、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保などの措置を講ずることを定めた「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が制定されました。

◆第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方

国では、2025年（令和7年）10月に「第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（案）」を公表しました。

第6次計画では、男女共同参画や女性活躍に係る取組を推進することが、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）を実現する社会の形成に資するものとしています。そして、男女共同参画基本計画の目指すべき社会として、次の事項を掲げています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

(2) 千葉県における取組**◆第6次男女共同参画計画の策定と条例制定**

千葉県では、2001年（平成13年）に「基本法」を受けて「千葉県男女共同参画計画」を策定し、2026年（令和8年）3月に、期間を5年間とする「第6次千葉県男女共同参画計画」が策定されました。この計画は、「女性活躍推進法」に基づく千葉県における推進計画としても位置付けられています。

第6次計画の策定にあたっては、事業計画における基本目標として次の事項を掲げています。

- I あらゆる分野やステージにおける男女共同参画の推進
- II 働く場における女性活躍の推進
- III 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現
- IV 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

また、令和6年1月に施行された「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」において「男女のいずれもが性別を理由とする不利益を受けることなく、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に活躍している社会」を目指す社会として位置付けました。

(3) 茂原市における取組

◆国・県の動きに対応した取組と市の男女共同参画計画の策定及び事業評価

本市では、2002年（平成14年）に男女共同参画社会づくりを総合的・計画的に推進するため、市議会議員、学識経験者、市内関係団体の代表及び一般公募による市民代表の委員から構成される「茂原市男女共同参画社会づくり推進懇話会（以下「懇話会」という。）」を設置するとともに市役所内の推進体制として「茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会（以下「推進委員会」という。）¹⁰」を設置しました。

2004年（平成16年）3月に懇話会の提言をもとに、市は「茂原市男女共同参画計画（第1次計画）」を策定し、2011年（平成23年）3月には、「男女ハートフル共生プラン～茂原市男女共同参画計画（第2次計画）～」を策定しました。

2013年（平成25年）4月に懇話会は、「茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会（以下「推進協議会」という。）¹¹」と名称を変更しました。毎年、前年度の事業評価を実施し、市は推進協議会の提言を基に次年度の事業に反映させています。

2016年（平成28年）3月には、「男女ハートフル共生プラン～茂原市男女共同参画計画（第3次計画）～」、2021年（令和3年）3月には、「男女ハートフル共生プラン～茂原市男女共同参画計画（第4次計画）～」を策定しました。

市・推進委員会・推進協議会が一体となり「市民一人ひとりが性別にとらわれず個性と能力を十分に発揮して自分らしく生きることのできる男女共同参画社会の実現」を目指します。



茂原市マスコットキャラクター

もばりん

¹⁰ 茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会 茂原市男女共同参画計画に基づく施策の進行管理と必要な庁内調整を行う組織として、庁内各部男女1名ずつの16名で構成された委員会。

¹¹ 茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会 茂原市における男女共同参画社会の形成をめざし、男女共同参画の総合的推進を図る組織として、学識経験者・関係諸団体の代表者・市民等10名で構成された協議会。

第3章 施策の体系

基本理念

基本目標

主要課題

施策の方向

自分らしく生き、共に支え合う、安心して暮らせる社会の実現

I 人権の尊重



1 人権を守るための社会づくり

- (1) 人権尊重意識の啓発★
- (2) 相談体制の拡充

2 男女共同参画の意識づくり

- (1) 男女共同参画の意識啓発の推進

3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

- (1) 保育所・幼稚園・小中学校における男女共同参画に関する教育の推進

II あらゆる暴力の根絶



1 暴力の防止と被害者支援の充実

- (1) DV、虐待防止啓発の推進☆
- (2) 被害者に対する支援、相談体制の充実☆

III 様々な分野における男女共同参画



1 政策・方針決定過程における男女共同参画

- (1) 市政における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進★

2 地域社会における男女共同参画

- (1) 地域における男女共同参画の促進

3 家庭における男女共同参画

- (1) 家庭生活における男女共同参画の促進★
- (2) 子育て支援の充実★
- (3) 介護支援の充実★

4 労働の場における男女共同参画

- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進★
- (2) 雇用機会の均等と職場環境の整備・改善★
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進★
- (4) 農業等における男女共同参画の促進★

☆DV 防止法第2条の3 第3項の規定に基づく基本計画
★女性活躍推進法第6条第2項の規定に基づく本市の推進計画

IV 誰もが安心して暮らせる環境づくり



1 安心して活動できる環境の整備

- (1) 高齢者・障害者等施策の充実★
- (2) 防災・防犯における男女共同参画の促進

2 健やかに安心して暮らせる環境の整備

- (1) 生涯を通じた健康支援
- (2) 安心して妊娠・出産できる環境づくり★

SDGsについては、参考資料 87 ページ参照

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ 人権の尊重

日本国憲法¹²には個人の尊重や男女平等がうたわれ、この原則に基づき男女平等に関する様々な法制度が整備されてきました。

すべての国民は法の下に平等であり、「人権の尊重」は、男女共同参画の根底をなす基本理念です。

男女共同参画社会づくりを推進していくためには、性別を問わず一人ひとりの尊厳が尊重され、誰もが個性や能力を十分に発揮できる環境を整えていくことが重要です。

そのため、社会生活の中で、「男は仕事、女は家庭」などの固定的な性別役割分担意識をなくし、男女の人権が尊重される社会の実現に向けた取組が求められています。

また、LGBTQ等の性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）は、周囲の理解不足や偏見により、様々な困難に直面している現状があります。男女に限らない多様な性について理解を深め、すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指していく必要があります。

主要課題 1 人権を守るための社会づくり

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれているように、基本的人権はすべての人が生まれながらにして持つ権利です。

ハラスメント¹³は、人権を侵害する重大な問題であり、決して許されるものではありません。

「令和6年度市民意識調査」の結果によると、セクシュアル・ハラスメント¹⁴（以下「セクハラ」という。）等が起こる原因として、「一部にモラルの低い人がいるから」、「性的言動を相手が不快に思うことがわかっていないから」、「相手を対等な人間として見ていないから」という意見が多く挙がっています。

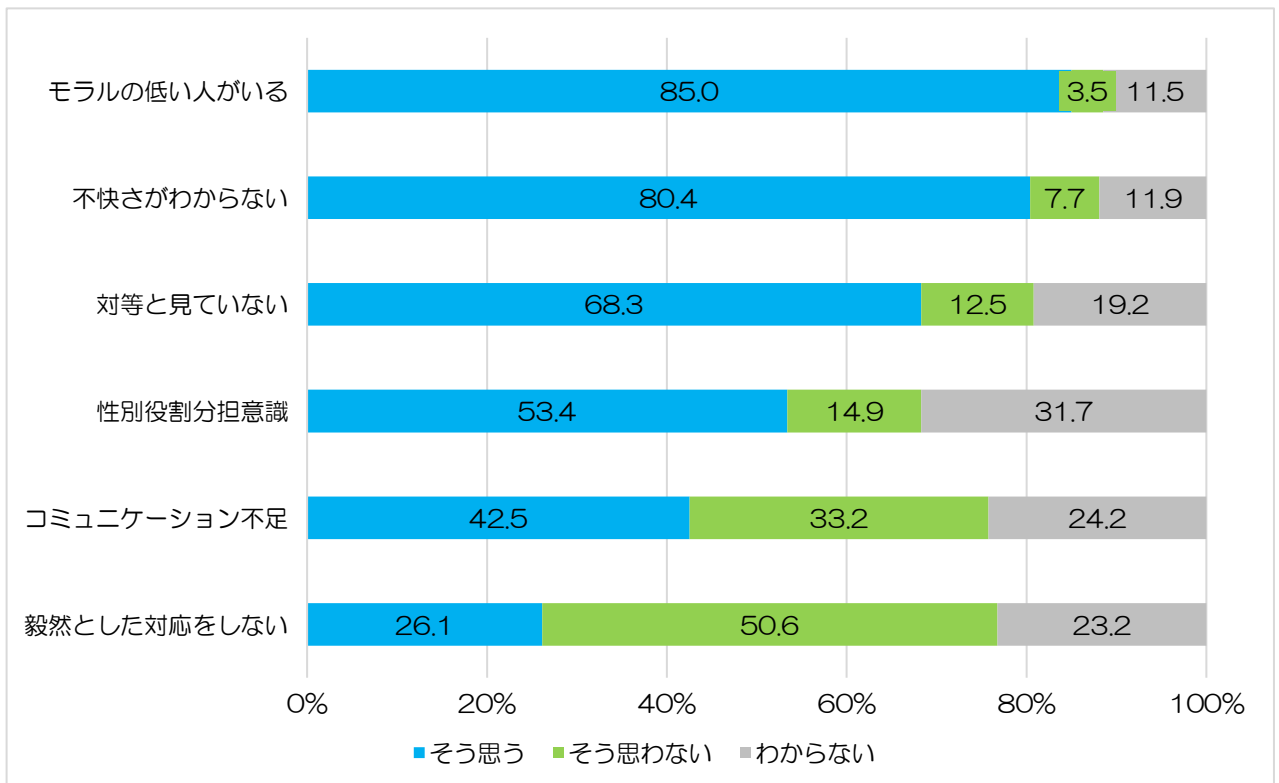
人権尊重意識の啓発や、市民に対する相談体制の充実等により、すべての人が互いの価値観や生き方の違いを認め合い、自分らしく生きることのできる社会づくりを進めていく必要があります。

¹² **日本国憲法** 国民の権利・自由を守るために、国がやるべきこと、やってはいけないことが定められている。第14条では、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定められている。

¹³ **ハラスメント** 嫌がらせやいじめなど相手に対して不快な思いをさせたり、尊厳を傷つけたりする言動を指す。一般的には、職場や学校など人間関係の中で、力関係を背景にした嫌がらせや差別的な行為のことをいう。

¹⁴ **セクシュアル・ハラスメント** 相手の意に反する発言・行動による性的嫌がらせのこと。職場におけるセクハラ¹⁴の定義では、労働者の意に反する性的な言動に対する対応により、当該労働者が解雇、降格、減給等の不利益を受けることを「対価型セクシュアル・ハラスメント」、労働者の意に反する性的な言動により職場環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じることを「環境型セクシュアル・ハラスメント」としている。

セクシュアル・ハラスメントが起こる原因は何だと思えますか。



資料：茂原市「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」（令和6年度）

【施策の方向】

(1) 人権尊重意識の啓発

男女共同参画の視点に立って人権尊重意識の啓発及びハラスメントの防止に努めます。

事業番号	具体的取組	担当課			
1	<p>人権に関する教育及び意識啓発の推進</p> <p>人権問題に対する正しい理解を広め、人権意識の向上を図るため、家庭、地域社会、職場などあらゆる場や機会をとらえて、全ての人は平等で対等に尊重される権利を持つことを関係機関と幅広く啓発活動の実施に努めていきます。</p>	生活課			
2	<p>職場におけるハラスメント防止の促進（★）</p> <p>職場におけるハラスメント防止について、茂原商工会議所等の関係機関に要請するとともに、千葉労働局雇用環境・均等室や千葉県男女共同参画センター等の相談窓口について情報提供を行います。</p> <p>また、市内事業所においてハラスメント防止の取組が促進するよう啓発を実施します。</p>	商工観光課			
3	<p>多様な性のあり方に関する意識啓発の推進</p> <p>LGBTQ等（性的少数者等）に対する理解を深め、SOGI¹⁵（性的指向と性自認）に関する正しい知識を身につけることで、偏見や差別意識をなくすことを目指します。</p> <p>すべての人が多様な個性を尊重し合い、誰もが安心して自分らしく生活できるよう、正確な情報提供と理解促進のための啓発を行います。</p>	企画政策課			
	<table border="1"> <tr> <td>指標</td> <td>性の多様性に関する啓発</td> <td>年1回以上（4回）</td> </tr> </table>	指標	性の多様性に関する啓発	年1回以上（4回）	
指標	性の多様性に関する啓発	年1回以上（4回）			

（★）は女性活躍推進法に基づく推進計画関係

※指標における（ ）内は令和6年度実績値

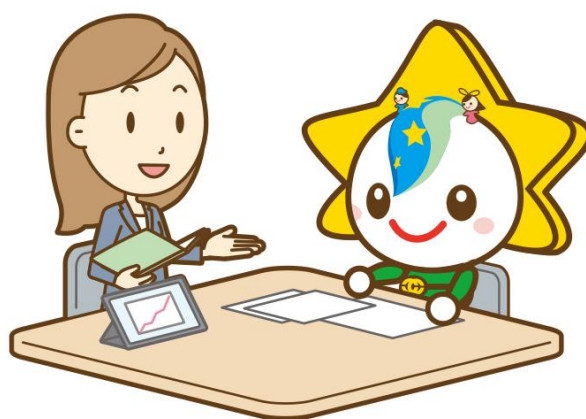
¹⁵ SOGI Sexual Orientation（性的指向）、Gender Identity（性自認）のこと。

【施策の方向】

(2) 相談体制の拡充

ハラスメントを含むあらゆる人権侵害を根絶するため、人権侵害に関する相談の充実などに努めます。

事業番号	具体的取組	担当課
4	<p>市民相談・人権相談に対する適切な対応</p> <p>性別に関わらず、市民が複雑多様化する問題を安心して相談できるような体制を整えます。</p> <p>また迅速かつ適切に応えられるよう必要な知識の習得と説明技術の向上に努め、関係部署・機関との連携強化により相談業務の支援の充実を図ります。</p>	生活課



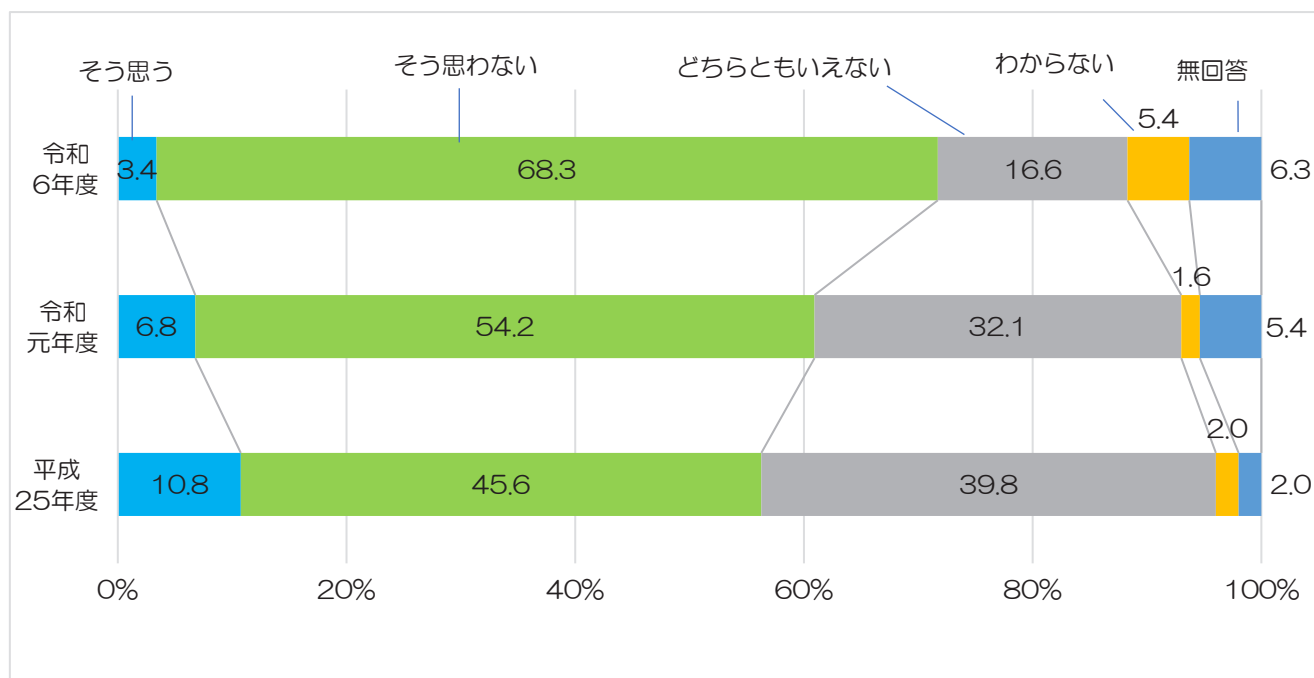
茂原市マスコットキャラクター
モバリん

主要課題2 男女共同参画の意識づくり

「令和6年度市民意識調査」の結果によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思うかという質問に対して、「そう思う」と回答した人の割合は、令和元年度及び平成25年度と比べて減少し、「そう思わない」と回答した人の割合は増加しました。

このことから、男女共同参画に関する意識が徐々に市民に浸透してきているといえます。

「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。



資料：茂原市「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」
(平成25年度、令和元年度、令和6年度)

【施策の方向】

(1) 男女共同参画の意識啓発の推進

男女共同参画社会づくりをテーマにした講演会の開催をはじめ、市公式ウェブサイトの活用、チラシの発行等により、男女共同参画社会の意識づくりへの学習機会を確保し、啓発に努めます。

事業番号	具体的取組		担当課	
5	男女共同参画に関する市民向け講演会や講座等の開催 男女共同参画に関する講演会や講座等を開催するとともに、県や関係各課との連携を図り、市民に対する意識啓発を行います。 講演会や講座の開催にあたっては、開催日時やテーマなどに配慮し、幅広い年代の、より多くの方に参加してもらえよう努めます。		企画政策課	
	指標	講演会・講座等の開催回数		年2回以上(3回)
		参加者数		年150人以上(77人)
6	男女共同参画に関する意識啓発 男女共同参画に関する意識啓発のため、情報紙やパンフレット、男女共同参画の視点からの表現ガイドラインをあらゆる機会に配布するとともに、広報もばら・市公式ウェブサイト等を活用して情報発信に努めます。		企画政策課	
	指標	意識啓発パンフレット等の配布		年2回6,000部以上(5回6,000部)
7	男女共同参画に関する市職員研修の実施 階層別職員研修のテーマに取り入れて男女共同参画の意識の啓発と理解の充実を図ります。		職員課	
	指標	市職員対象の男女共同参画に関する研修の実施		年1回以上(1回)

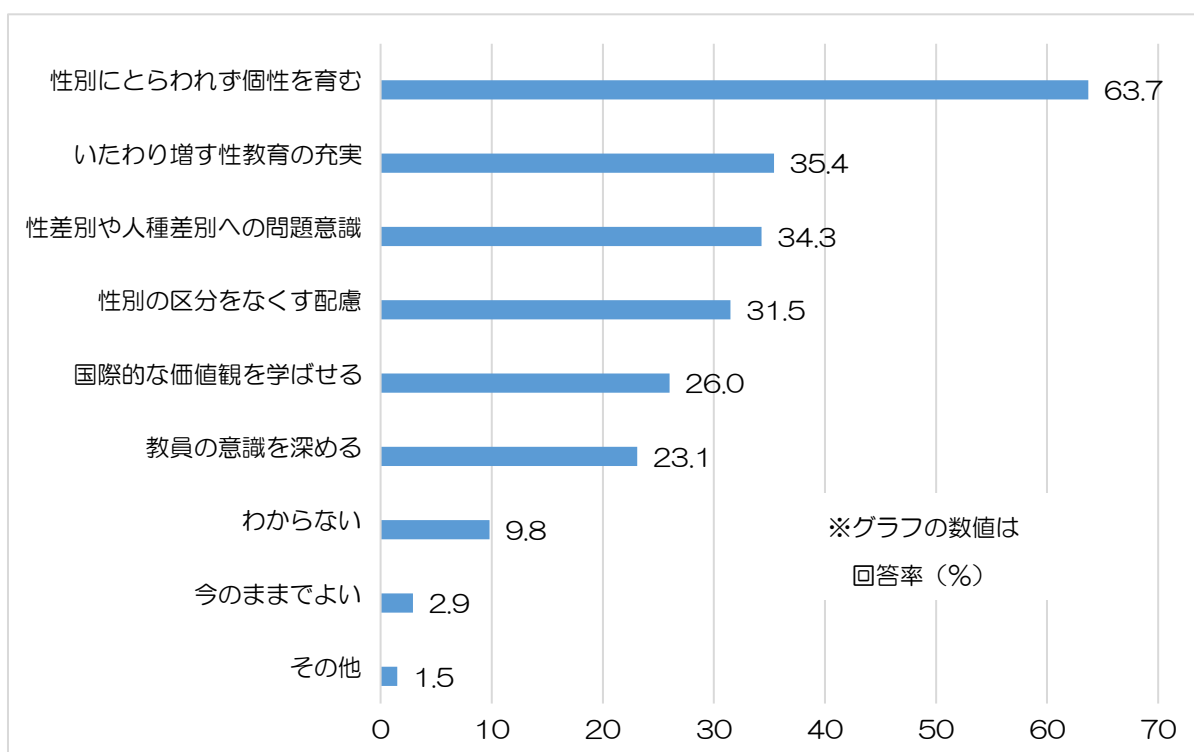
※指標における()内は令和6年度実績値

主要課題3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

男女共同参画の意識づくりは、幼児期からの教育・しつけと深い関わりがあります。家庭でのしつけから学校教育・生涯学習の場に至るまで、女性も男性も個性を持つ自立した人間として、その個性と能力を育むことが必要です。

「令和6年度市民意識調査」の結果によると、学校教育において必要なこととして「性別にとらわれることなく、一人ひとりの個性を育むような授業をする」と回答した人が最も多く、次いで「相手へのいたわりや理解が増すような性教育を充実させる」、「性差別や人種差別などに問題意識をもたせる」が多くなっています。

学校教育の中で男女共同参画の意識を深めるためには、
何が必要だと思いますか。



資料：茂原市「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」（令和6年度）

【施策の方向】

(1) 保育所・幼稚園・小中学校における男女共同参画に関する教育の推進

保育所、幼稚園及び学校において、男女共同参画の視点に立ち、それぞれの発達段階にふさわしい人権尊重、男女共同参画に関する教育を推進します。

事業 番号	具体的取組	担当課
8	<p>乳幼児・児童・生徒の発達段階に応じた人権尊重・男女共同参画に関する保育・教育の推進</p> <p>(保育所・幼稚園)</p> <p>乳幼児の保育や幼児教育において、男女共同参画の視点に配慮し、個性・能力を尊重した男女共同参画の意識を高めます。</p> <p>(小中学校)</p> <p>学校教育全体を通じて、自立の意識を育む教育、一人ひとりの個性や能力を尊重し、児童生徒が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育を推進します。</p> <p>また、人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力についての指導の充実を図ります。中学校においては、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、主体的に進路を選択できるような進路指導に努めます。</p>	<p>保育課 学校教育課</p>

基本目標Ⅱ あらゆる暴力の根絶

暴力は身体を傷つけるばかりでなく、個人の尊厳を踏みにじる決して許されない行為です。特に、私たちの身近に起こり得るDVや児童虐待、高齢者虐待等は、被害者の多くが誰にも相談できず、また家庭内で起こるため、発見の遅れにより被害が深刻化するということが課題となっています。

主要課題1 暴力の防止と被害者支援の充実

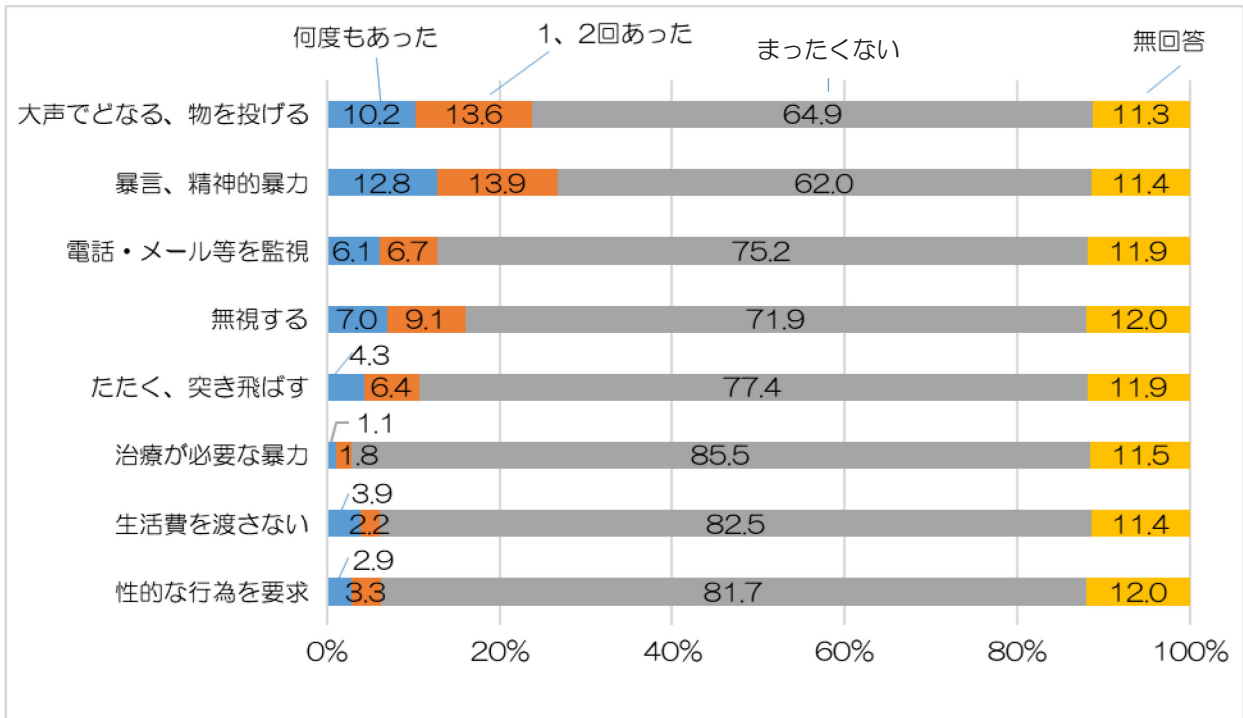
すべての人が安全で安心して暮らせるよう、あらゆる暴力の発生を防止し、根絶するための啓発運動の推進に積極的に取り組む必要があります。

「令和6年度市民意識調査」の結果によると、親密な関係にあるパートナーから受けたことがあるものとして、「大声でどなられる、物を投げられる」、「暴言を吐かれる、馬鹿にされるなど、精神的暴力を受ける」といったことが多く挙げられました。

また、暴力を受けたことを誰（どこ）にも相談しなかった理由として、「相談するほどのことではないと思った」、「相談しても無駄だと思った」という回答が多く、被害を受けても様々な理由から誰にも相談できずにいる現状がみられます。

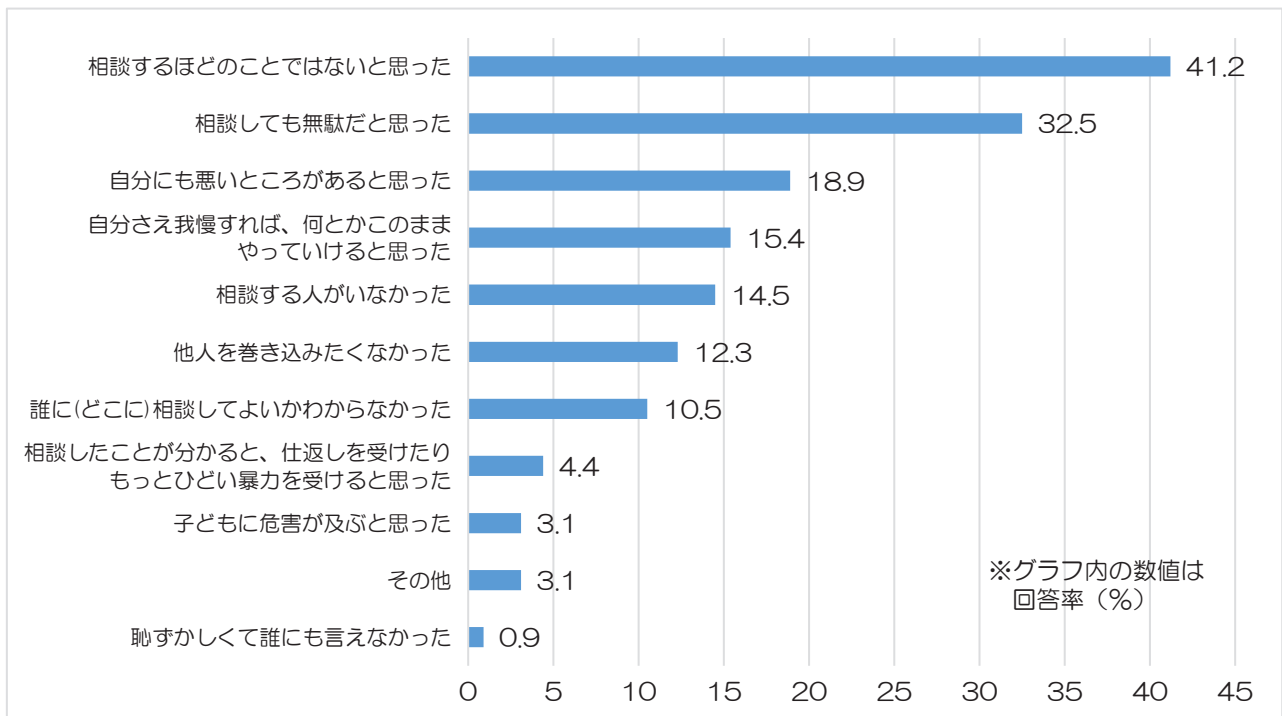
早期発見に向けた関係機関との情報交換や連携体制の強化、相談窓口の周知徹底に努め、被害者が安心して相談できる体制、支援の充実を図ります。

今までに、夫・妻・恋人などの親密な関係にあるパートナーから次のようなことを受けたことがありますか。



資料：茂原市「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」（令和6年度）

誰（どこ）にも相談しなかったのは、なぜですか。



資料：茂原市「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」（令和6年度）

【施策の方向】

(1) DV、虐待防止啓発の推進

DVを根絶するための意識啓発やDVに対する相談の充実等に努めます。

事業番号	具体的取組		担当課	
9	DV防止に関する相談窓口等の周知と意識啓発 国・県等の関係機関や庁内の関係各課と連携し、被害者の保護や情報収集に努めます。相談員を配置し、相談窓口の充実を図るとともに、広報もばら・市公式ウェブサイト・啓発物資の配布等により周知を行います。 また、DVが人権侵害であるという観点から、配偶者等からの暴力を許さない社会づくりに向け意識啓発を行います。併せて、若年層に対しては、デートDV ¹⁶ に関する正しい理解を促進するための啓発に努めます。		子育て支援課	
	指標	相談窓口の周知・啓発回数		年12回（12回）
		DVカード配布枚数		年500枚
10	障害者（児）の虐待防止 あらゆる暴力の根絶を目指し、障害の有無や性別にとらわれず、人としての尊厳を保ち、安心して暮らせるよう、虐待に対する相談支援を行います。 また、障害者虐待の相談窓口及び通報義務について市公式ウェブサイト等を利用し、周知します。		障害福祉課	
11	高齢者の虐待防止 市内の協力事業者が通常業務の中で、高齢者の見守りを行う「高齢者見守りネットワーク事業」を実施し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることができるための取組を進めていきます。 また、高齢者虐待の防止についてのパンフレットを用いた周知・啓発を図るとともに、高齢者虐待の早期発見・予防するため、協力機関を増やしネットワークの充実に努めます。		高齢者支援課	
	指標	高齢者見守りネットワーク協力事業所		年1事業所以上（5事業所）

※指標における（ ）内は令和6年度数値

¹⁶ デートDV 恋人同士の間で起きる暴力のこと。身体に対する暴力だけではなく、交友関係や行動の監視、自分の思いどおりに支配したり束縛したりすることも含まれる。

【施策の方向】

(2) 被害者に対する支援、相談体制の充実

DV被害者に対する支援のため、関係機関との連携を強化し、適切な情報の共有を図るとともに、相談員の相談対応技術の向上に努めます。

事業番号	具体的取組		担当課
12	DV対策について関係機関との連携の強化 地域配偶者暴力相談支援センター（長生健康福祉センター）、女性サポートセンター、警察、中核地域生活支援センターなどの関係機関との連携を強化し、シェルター ¹⁷ への避難など緊急的対応の充実を図ります。 また、外国人や高齢者、障害者等のDV被害者の対応について、庁内連携体制の強化を図るとともに、情報の共有や漏洩防止に努めます。		子育て支援課
	指標	DV等に関する庁内連携会議開催 年1回以上（1回）	
13	相談員のDV等に関する相談技術の向上 【新規】 被害者からの申出に対し迅速かつ適切に対応するため、国・県・関係機関等が開催する研修事業に積極的に参加し、相談員の資質や相談技術の向上を図ります。		子育て支援課
	指標	DV等に関する研修参加 年1回以上	

※指標における（ ）内は令和6年度数値

¹⁷ シェルター DV被害者が加害者から避難するための一時的な保護施設のこと。

基本目標Ⅲ 様々な分野における男女共同参画

男女共同参画社会の形成には、社会のあらゆる分野において男女が対等な構成員として活動に参画し、一人ひとりが個性や能力を発揮できる環境づくりが必要です。

しかし、女性においては、政策・方針決定の場への参画が不十分であること、男性においては、生活に占める仕事の比重が大きく、生活との調和を難しくしていることなど、いまだ課題が残っています。

誰もが自らの希望する生き方を選択できる社会を実現するために、固定的な性別役割分担意識を変え、男女が対等に意見を反映できるような環境づくりに取り組むとともに、働き方を見直し、家庭や地域活動への積極的な参加を促進するなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進が必要です。

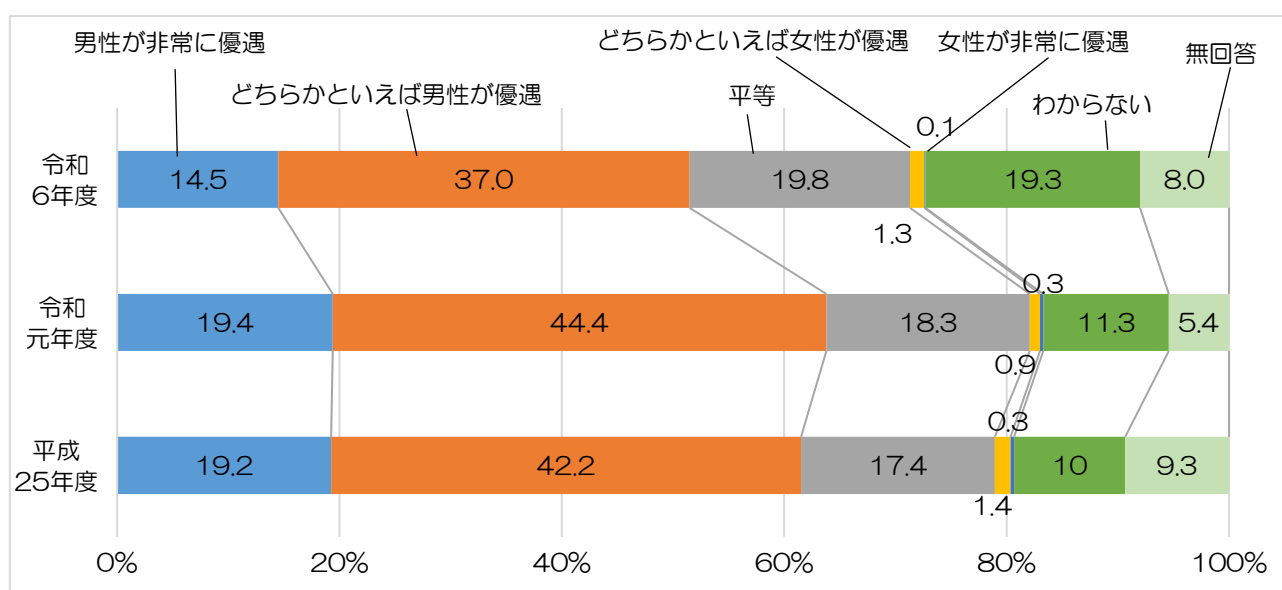
主要課題1 政策・方針決定過程における男女共同参画

男女共同参画社会の実現のためには、社会のあらゆる分野で男女が「参加」するだけでなく、対等な構成員として意思形成の段階から「参画」する必要があります。

しかし、「令和6年度市民意識調査」の結果によると、他の分野に比べ、行政における政策決定の場への女性の参画はいまだに十分ではないことがわかります。

誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるためには、方針や意思決定過程において女性の意思があらゆる分野に反映されることが重要であり、男女の様々な視点や価値観などを施策に反映し、市政における男女共同参画を推進することが重要です。

政治や政策決定の場で男女の地位が平等になっていると思いますか。



資料：茂原市「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」
(平成25年度、令和元年度、令和6年度)

【施策の方向】

(1) 市政における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

市の審議会等委員への女性の積極的な登用を推進するとともに、市職員についても女性の登用に努めます。

事業番号	具体的取組		担当課
14	男女共同参画によるまちづくりの推進と審議会等委員への女性参画の拡大(★) 市民協働によるまちづくり推進を担う各団体において、意思決定過程における男女共同参画を促進するとともに、審議会等委員の選定にあたっては公募枠の拡大、代表者に限定しない適任者の推薦などを依頼し、女性の登用を促進します。特に、女性委員のいない団体や審議会等をなくすことを目指し、女性の参画拡大を図ります。		企画政策課
	指標	審議会等における女性委員の登用率 30%以上(24.8%)	
15	市女性職員の登用の推進(★) 男女を問わず採用・登用し、性別にとらわれない人事配置を行います。 また、女性職員がその能力特性を十分発揮し、政策・方針決定過程への参画を通して管理職へ積極的に登用されるよう、人材育成の方策について検討します。		職員課
	指標	管理職に占める女性の割合 30%以上(15.3%)	
16	市女性職員の活躍推進のための研修への参加機会の確保・拡大(★) 女性職員の人材育成の観点から、関係機関での研修を活用するなど、市女性職員の活躍推進のための研修等への参加機会の確保・拡充を図ります。		職員課
	指標	市女性職員の活躍推進のための研修への参加人数 年5人以上(5人)	
17	広聴活動における女性の意見聴取機会の確保【新規】 「市長と話し合う会」や「市民ふれあいミーティング」、「公共施設見学会」などの広聴事業に、老若男女問わず、様々な世代が参加できるように努め、市民から幅広く意見や提言を聴取できるように取り組んでいきます。		秘書広報課

(★) は女性活躍推進法に基づく推進計画関係

※指標における()内は令和6年度実績値

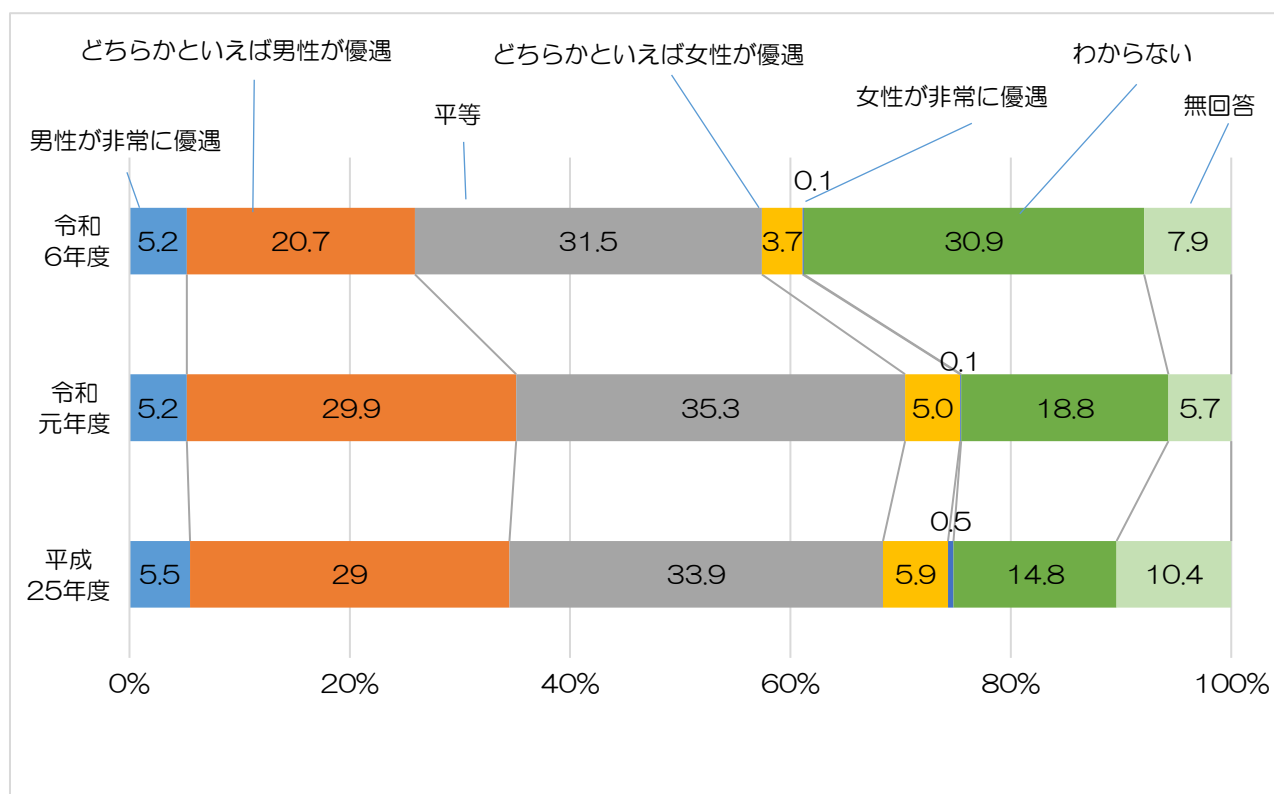
主要課題2 地域社会における男女共同参画

豊かで活力のある地域社会の形成のためには、地域活動を男女が共に担い、責任と喜びを分かち合うとともに、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できるようにすることが重要です。

「令和6年度市民意識調査」の結果によると、地域活動の場でも、男性が優遇されていると回答する割合が減り、男女平等の意識が増加してきていますが、いまだ十分とは言えません。

男女が共同でまちづくりに参画し、意見が反映されるよう、地域社会においても環境整備を充実させることが求められています。

地域活動の場で男女の地位が平等になっていると思いますか。



資料：茂原市「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」
(平成25年度、令和元年度、令和6年度)

【施策の方向】

(1) 地域における男女共同参画の促進

地域活動や各種ボランティア活動への男女共同参画を促進するため、情報の収集・提供及び意識啓発に努めます。

事業番号	具体的取組	担当課
18	<p>市民活動における男女共同参画の促進</p> <p>男女が共に市民活動に参画することの意義について理解を深めることができるよう、自治会長連合会や社会福祉協議会、市民活動団体等の関係団体と連携し、あらゆる機会を通じて意識啓発を図ります。</p> <p>また、市内のボランティア・NPO 活動に関する広報・普及活動を行い、市民活動に対する理解の向上、参加促進等を図るとともに、地域の活力向上に資するよう、市民活動に関する情報の共有に努めます。</p>	生活課
指標	<p>認定市民活動団体のうち、「男女共同参画」分野に取り組む団体数</p> <p>年5団体以上（7団体）</p>	

※指標における（ ）内は令和6年度実績値



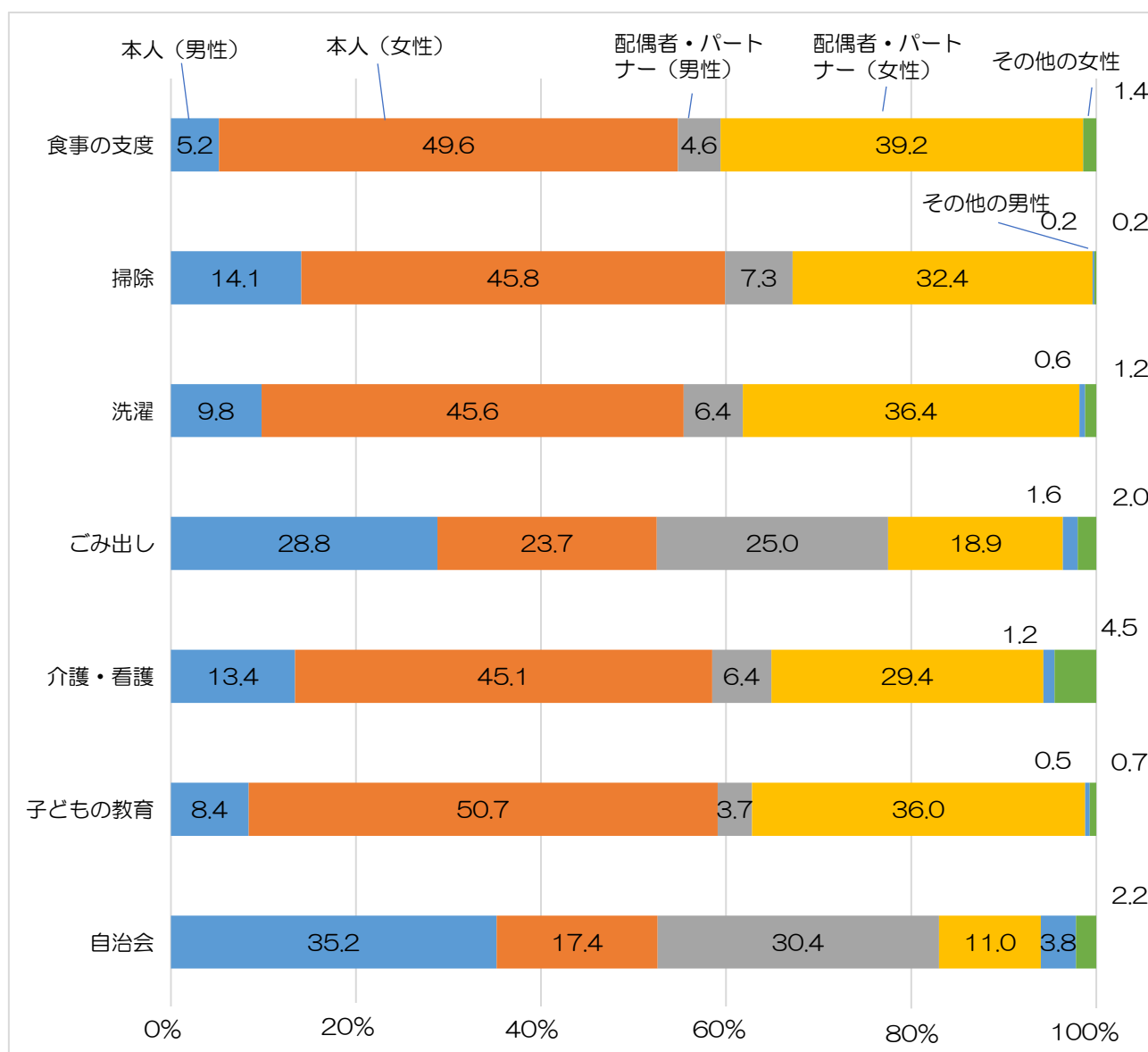
茂原市マスコットキャラクター
モバリん

主要課題3 家庭における男女共同参画

「男女共同参画社会基本法」において、男女の家庭生活における活動と他の活動の両立について規定されており、子の養育や家族の介護などは、家族を構成する男女が互いに協力して担うことが求められています。しかし現状として、家事・育児・介護などの多くの部分を女性が担っているのが実態です。

「令和6年度市民意識調査」の結果によると、配偶者・パートナーと同居している方に、「あなたの家庭では、次に挙げる仕事等は主にどなたが担当していますか」と尋ねたところ、依然として多くの家庭内の仕事等が女性に偏って担われていることが明らかになりました。

あなたの家庭では、次に挙げる仕事等は主にどなたが担当していますか。



資料：茂原市「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」(令和6年度)

【施策の方向】

(1) 家庭生活における男女共同参画の促進

男女共同参画に関する学習機会の提供や広報・啓発などを通して、家事・育児・介護など家庭生活における男女共同参画を促進します。

事業番号	具体的取組		担当課	
19	父親の子育てに関する学習機会の提供(★) 家庭教育学級などにおいて、父親の子育ての意識を高める内容を取り入れるなど、父親の積極的な子育ての参加を促進するための学習機会を提供し、子育てを共にする意識の啓発を図ります。 また、父親が参加しやすいよう、講座・講習会・研修視察等を土日にも開催し、男女共同参画の高揚を図ります。		生涯学習課	
	指標	家庭教育学級の開催回数		年56回以上(56回)
		家庭教育学級の父親参加者		年300人以上(246人)
20	乳幼児相談・健診事業の充実(★) 乳幼児期の親子が健全に成長発達でき、楽しく育児ができるよう、健康相談、健康診査を通じて男女が共に家庭における役割を担えるよう啓発します。		子育て支援課	
	指標	6か月乳児相談受診率		95%(92.7%)
		1歳6か月児健康診査受診率		98%(96.8%)
		3歳児健康診査受診率		97%(98.2%)

(★) は女性活躍推進法に基づく推進計画関係

※指標における()内は令和6年度実績値

【施策の方向】

(2) 子育て支援の充実

子育てに対する不安や負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりに努めます。

事業番号	具体的取組		担当課
21	子育て支援に関する情報提供（★） 夫婦が協力して子育てできるよう子育てガイドブックの配布、ブックスタート ¹⁸ の案内、市公式ウェブサイトの活用による子育て支援に関する情報提供に努めます。 また、育児や養育に関する不安や、仕事と子育ての両立における問題を解消できるよう、赤ちゃん訪問や家庭児童相談員による家庭訪問等で対応していきます。		子育て支援課
	指標	「もばらで子育てガイドブック」の配布数 年 2,500 部（2,900 部）	
22	子育てに関する相談業務の充実（★） 夫婦で子育ての不安や孤立感を解消できるよう、広報もばらや市公式ウェブサイトを活用して相談事業の周知を図るとともに、子育て支援課（こども家庭センター）及び保育所・幼稚園・保健センターなどの身近な施設において、育児・子育てに関する相談に対応します。 児童虐待などの専門的な内容や困難事例については、要保護児童対策地域協議会 ¹⁹ を構成する関係機関と連携を図りながら対応します。		子育て支援課
	指標	個別支援会議 年 50 回以上（56 回）	
23	移動式赤ちゃん休憩室の貸出し（★） 子育て世代が屋外におけるイベント等へ赤ちゃん連れで安心して外出することができるよう、イベント主催者等に対して、移動式赤ちゃん休憩室を無償で貸し出しします。		生活課
	指標	移動式赤ちゃん休憩室の貸出回数 年 3 回以上（2 回）	

（★）は女性活躍推進法に基づく推進計画関係

※指標における（ ）内は令和6年度実績値

¹⁸ **ブックスタート** 赤ちゃんと保護者が絵本を介してふれあいを深めることを目的に、読み聞かせを行いながら絵本を手渡す事業。本市では、6か月乳児相談時に実施される。

¹⁹ **要保護児童対策地域協議会** 平成16年（2004年）の児童福祉法の改正により設置された、虐待を受けた児童などに対する市町村の体制強化を固めるため、関係機関が連携を図り児童虐待等への対応を行う協議会。

事業番号	具体的取組		担当課	
24	多様な働き方を支援するための保育サービスの拡充(★) 子育てと仕事が両立できるように延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育 ²⁰ 事業、ファミリーサポートセンター ²¹ 事業の充実に努めます。		保育課	
	指標	延長保育の実施時間を延長する保育施設		現計画中に2か所(1か所)
		一時預かりを実施する保育施設		現計画中に4か所(4か所)
		病児・病後児保育を実施する保育施設		現計画中に1か所(1か所)
25	放課後等の子どもの居場所づくり(★) 学童クラブでは、小学校に就学している児童であって、保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後等に公共施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。 また、国の「放課後子どもプラン」において学校施設の徹底的な利活用が定められていることから、教育部門と連携し、小学校の余裕教室等を利用した保育環境の向上を図ります。		保育課	
	指標	学童保育の開設場所		現計画中に16か所(15か所)
		学童保育の児童数		年665人(625人)
26	公立幼稚園における子育て支援と地域開放の充実(★) 【新規】 少子化への対応を図るため、幼稚園機能を活かした子育て支援事業を実施するとともに、子育てと仕事の両立を支援するため、保護者の立場に立った子育て支援を行います。 また、新茂原幼稚園で「子育てふれあい広場」を実施し、保護者の交流の場の提供、園庭開放、相談事業、預かり保育を実施します。		学校教育課	
	指標	子育てふれあい広場の参加人数		年250人以上

(★) は女性活躍推進法に基づく推進計画関係

※指標における()内は令和6年度実績値

²⁰ 病児・病後児保育 病気の回復期又は回復に至らない場合で、自宅での静養を必要とする子どもを、保護者が仕事や傷病・事故・出産・冠婚葬祭などの理由で保育する事が困難な場合、医療機関に併設した専用保育施設で預かること。

²¹ ファミリーサポートセンター 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

【施策の方向】

(3) 介護支援の充実

介護を必要とする人とその家族が地域で安定した生活ができるよう、様々な支援、相談に努めます。

事業番号	具体的取組	担当課					
27	<p>高齢者の総合相談窓口の充実（★）</p> <p>高齢者にとって、身近な相談窓口となる地域包括支援センターを日常生活圏域ごと（ほんのう、ちゅうおう、もばら、みなみ）に設置し、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が中心となり、地域で暮らす高齢者を介護・福祉・健康・医療など様々な面から総合的に支えます。各地域住民へ、地域包括支援センターを広く周知し、相談窓口の充実に努めます。</p>	高齢者支援課					
28	<p>認知症高齢者と家族等への支援の充実（★）</p> <p>認知症の方とその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する「認知症サポーター²²」の養成を図ると同時に、サポーターとしての支援活動に賛同した方を「ほっとみまもり隊²³」に登録し、「ほっとみまもり運動」を実施していきます。</p> <p>また、サポーター養成講座の講師になれる認知症キャラバン・メイトを増やし、地域での活動を広げます。</p>	高齢者支援課					
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">指標</td> <td>認知症サポーター養成講座回数</td> <td>年 15 回（15 回）</td> </tr> <tr> <td>受講者数</td> <td>年 300 人（359 人）</td> </tr> </table>	指標	認知症サポーター養成講座回数	年 15 回（15 回）	受講者数	年 300 人（359 人）	
指標	認知症サポーター養成講座回数		年 15 回（15 回）				
	受講者数	年 300 人（359 人）					

（★）は女性活躍推進法に基づく推進計画関係

※指標における（ ）内は令和6年度実績値

²² **認知症サポーター** 認知症サポーター養成講座の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった人の手助けなどを本人の可能な範囲で行うボランティアのこと。受講者には認知症を支援する目印として認知症サポーターカードが授与される。

²³ **ほっとみまもり隊** 認知症サポーター養成講座を受講し、市に登録した方のことで、日頃の生活の中で手助けが必要な高齢者を見かけた時の声かけなど、認知症の方とその家族を地域全体で見守る。

主要課題4 労働の場における男女共同参画

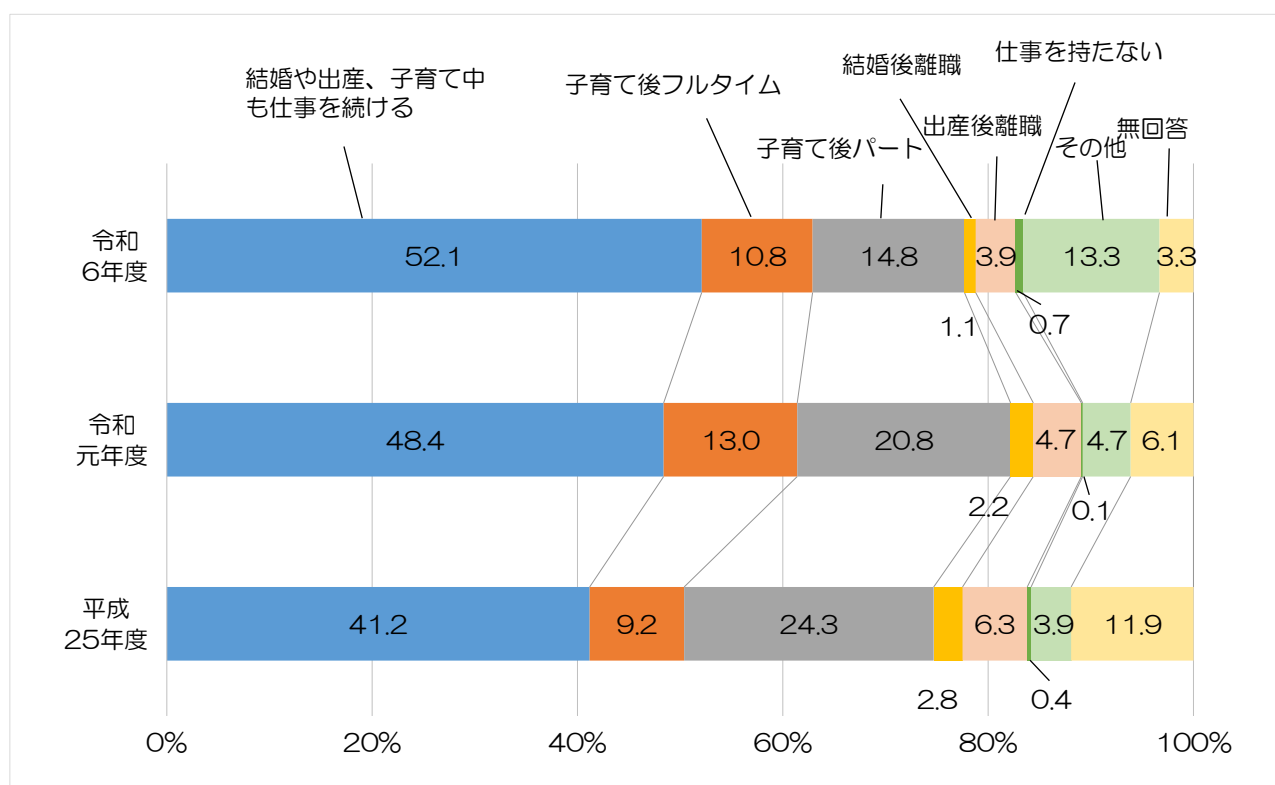
「男女雇用機会均等法」や「女性活躍推進法」などの整備により、法制面では労働条件が保障されるようになりましたが、採用・待遇・昇進などにおいて男女の格差が見られるのが実情です。就業の場において男女が均等な機会を与えられ、意欲と能力に応じて均等な待遇を受けられることが重要です。

「令和6年度市民意識調査」の結果によると、女性の望ましい働き方について「結婚や出産、子育て中も、育児休業制度等を利用して仕事を続ける」と回答した人が半数を超え、女性の働き方に関する考え方に変化が見られます。

「共働き・共育て」の時代にふさわしく、夫婦が共に働きながら家事や育児を分担し、さらに育児・介護休業制度等を活用することで、女性が継続して働ける職場の環境の整備が求められます。

また、農業や商工業などの自営業においても、女性は重要な担い手となっています。これらの分野における男女共同参画社会づくりを促進するためには、男女が役割や貢献に見合った評価を受け、対等な構成員として参画することができる環境づくりが必要となります。

女性の働き方について、望ましいと思うのは次のどれですか。



資料：茂原市「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」
(平成25年度、令和元年度、令和6年度)

【施策の方向】

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事や家庭・地域活動などにおいて、それぞれが多様な生き方が選択・実現できるようワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。

事業番号	具体的取組		担当課
29	市民へのワーク・ライフ・バランスの推進（★） 関係機関と連携しワーク・ライフ・バランスについて、広報もばら・市公式ウェブサイトなどを活用し、市民への意識啓発を図るとともに、市民一人ひとりが人生の各段階に応じて多様な働き方の選択ができるよう情報提供を行います。		企画政策課
30	事業所へのワーク・ライフ・バランスの推進（★） 関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発に努めるとともに、広報もばら・市公式ウェブサイトなどを活用し「県男女共同参画推進事業所表彰制度」の周知を行い、企業等の積極的な取組を促進します。 また、各事業所において長時間労働の是正や育児・介護休業取得率向上等の両立支援の取組が促進するよう啓発を実施します。		商工観光課
31	市職員へのワーク・ライフ・バランスの推進（★） 市職員自らワーク・ライフ・バランスを実践できるよう、意識啓発を行います。 また、特定事業主行動計画に基づき、各種休暇・休業制度及び育児・介護休業制度が男女共に偏りなく活用できるよう働き方改革の目標と併せて職業生活と家庭生活との両立を支援します。		職員課
	指標	特定事業主行動計画の実施状況の公表 年1回（1回）	
再掲5	男女共同参画に関する市民向け講演会や講座などの開催		企画政策課

（★）は女性活躍推進法に基づく推進計画関係

※指標における（ ）内は令和6年度実績値

【施策の方向】

(2) 雇用機会の均等と職場環境の整備・改善

雇用の場における労働関係法令の周知や啓発などを推進するとともに、女性の再就職支援や職業能力開発の促進に努めます。

事業番号	具体的取組		担当課
32	男女雇用機会均等や育児・介護休業に係る法制度の周知とポジティブ・アクション²⁴（積極的改善措置）の促進（★） 男女共に仕事と育児・介護が両立できる職場環境を整備するため、男女雇用機会均等や育児・介護休業に係る法制度の周知を図ります。 また、商工会議所等の関係機関と連携し、企業・団体におけるポジティブ・アクション（積極的改善措置）の実行等を通じ、積極的に女性を指導的地位へ登用するよう促します。		商工観光課
33	就労を希望する女性の再チャレンジ支援（★） 県及び関係機関と連携し、女性の職業能力の向上のための講座や再就職を支援するための情報提供を実施します。 また、広報もばら・市公式ウェブサイトを利用し、就業相談窓口の情報を提供するとともに、女性の就職・再就職等のための相談事業の支援を実施します。		商工観光課
	指標	セミナー等の開催 年1回（1回）	
34	女性デジタル人材育成等の推進（★） 【新規】 育児や介護等でフルタイムの仕事ができない女性や、デジタル分野が未経験であるがスキルアップしたい女性を中心に、デジタル人材育成に関する情報発信をすることで、テレワーク制度等に基づく就業獲得や所得向上に向けて、性別に関わらずデジタルスキルを身につけた人材の育成と活躍を推進します。		企画政策課
	指標	国・県・民間企業が提供する学習コンテンツの情報発信 年1回以上	

（★）は女性活躍推進法に基づく推進計画関係

※指標における（ ）内は令和6年度実績値

²⁴ **ポジティブ・アクション（積極的改善措置）** 様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの（例：国の審議会等委員への女性の登用のための目標を設定、女性国家公務員の採用・登用の促進等）。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれる。

【施策の方向】

(3) 女性の職業生活における活躍の推進

あらゆる分野における女性の参画拡大に向け、ポジティブ・アクションの実行等による女性採用・登用を推進するとともに、指導的地位につき活躍する人材の育成を図ります。

事業番号	具体的取組	担当課
再掲 14	男女共同参画によるまちづくりの推進と審議会等委員への女性参画の拡大(★)	企画政策課
再掲 15	市女性職員の登用の推進(★)	職員課
再掲 16	市女性職員の活躍推進のための研修への参加機会の確保・拡大(★)	職員課
再掲 29	市民へのワーク・ライフ・バランスの推進(★)	企画政策課
再掲 30	事業所へのワーク・ライフ・バランスの推進(★)	商工観光課
再掲 31	市職員へのワーク・ライフ・バランスの推進(★)	職員課
再掲 32	男女雇用機会均等や育児・介護休業に係る法制度の周知とポジティブ・アクション(積極的改善措置)の促進(★)	商工観光課
再掲 33	就労を希望する女性の再チャレンジ支援(★)	商工観光課
再掲 34	女性デジタル人材育成等の推進(★)	企画政策課

(★) は女性活躍推進法に基づく推進計画関係

【施策の方向】

(4) 農業等における男女共同参画の促進

家族で農業経営に従事する世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営の実現を目指し、家族間の十分な話し合いに基づく、男女の対等なパートナーシップの確立に努めます。

事業番号	具体的取組	担当課
35	農業における家族経営協定²⁵締結の促進（★） 農業経営について、特に夫婦の場合、女性の役割や労働時間、労働報酬などの就業条件が曖昧になりやすいことから、経営方針や役割分担、働きやすい就業環境などについて家族間合意の上、「家族経営協定」の締結を促進し、それぞれが主体的に経営に参画できる環境の整備及び農業経営の改善につなげていきます。	農政課
	指標 家族経営協定の新規締結数 年1件以上（1件）	

（★）は女性活躍推進法に基づく推進計画関係

※指標における（ ）内は令和6年度実績値

²⁵ **家族経営協定** 家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせる環境づくり

男女共同参画社会の実現のためには、私たち一人ひとりが生涯を通じて心身ともに健康で安心して暮らせる環境づくりが必要です。

「令和6年度市民意識調査」の結果によると、男女共同参画社会の実現のためには、「幼児教育や学校教育での男女平等教育の推進」、「職場における男女格差の是正や女性の労働条件の改善」、「育児・介護休業制度の普及促進」、「高齢者・障害者の介護制度の充実」等のニーズが高まっていることが分かります。

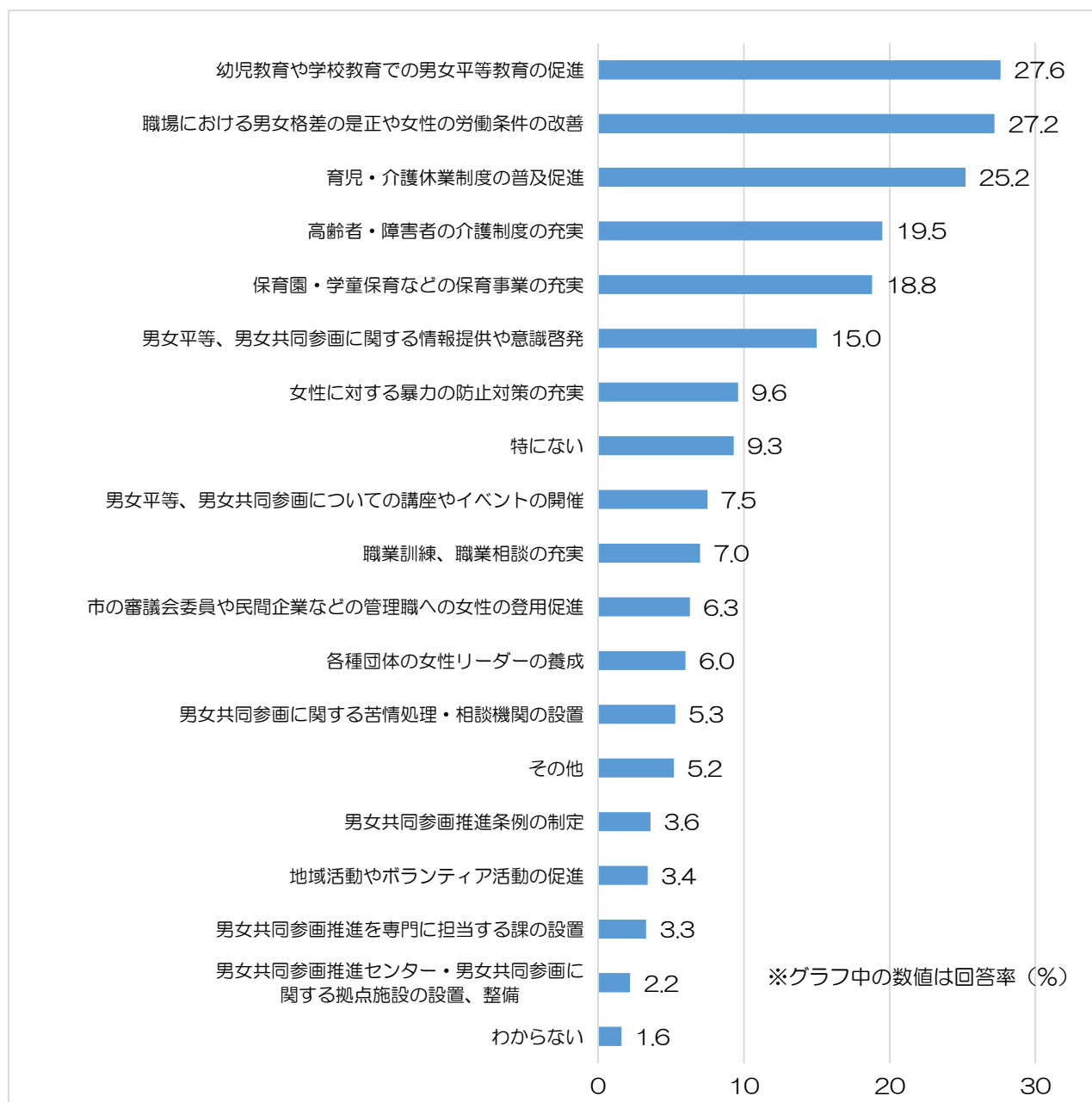
育児・介護等を社会全体の問題としてとらえ、次世代を担う子どもを産み育てる環境の整備や、高齢者・障害者福祉の充実を図ることにより、誰もが安心して暮らせる環境づくりに繋げていく必要があります。

また、これまで女性の参画が少なかった防災や防犯などの分野についても、安全・安心な市民生活を守る上で、男女共同参画の視点から見直し、男女のニーズの違いに対応する必要があります。



茂原市マスコットキャラクター
モバリん

男女共同参画社会を実現するために、 茂原市にどのようなことを期待しますか。



資料：茂原市「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」（令和6年度）

主要課題1 安心して活動できる環境の整備

本市総人口の約3分の1が65歳以上となり、合計特殊出生率が人口の維持に必要な人口置換水準を大きく下回り、年間出生者数が減少するという少子高齢社会を迎え、家族や地域社会のあり方が過去に例を見ない速度で急激に変化しています。

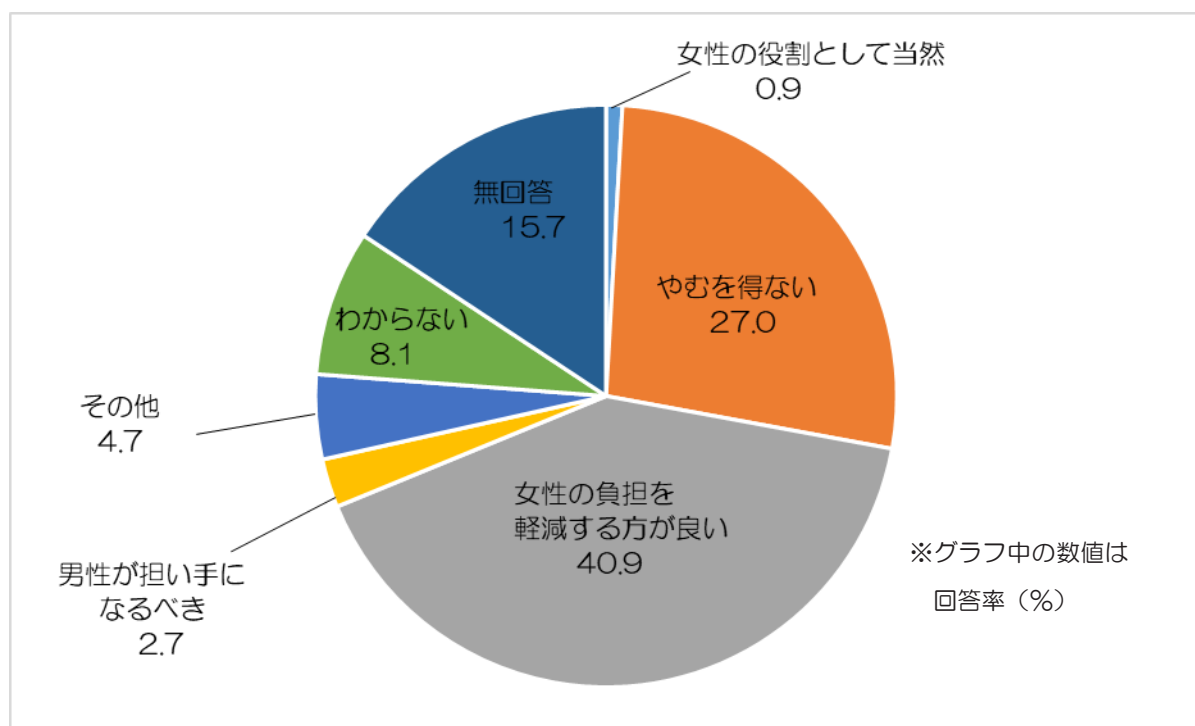
男女が共に安心して活動できるようにするためには、家事や育児、介護などの家庭生活のあり方も見直さなければなりません。

「令和6年度市民意識調査」の結果によると、介護を主に女性が担っていることについて、「女性の負担を軽減する方が良い」と回答した人は40.9%いました。

一方で、「問題があるがやむを得ない」と回答した人も27.0%を占めており、今もなお、介護を女性が担うことへの固定的な性別役割分担意識が残っていることがわかります。これまで主に女性が担ってきた高齢者・障害者の介護について、家族全員で担うだけでなく、社会全体で支える環境の整備が必要です。

さらに、市民生活を脅かす自然災害や犯罪についても、地域ぐるみで対応し、男女共同参画の視点を盛り込んだ防災・防犯対策を推進する必要があります。

介護は、女性が主たる担い手となることが多いですが、どう思いますか。



資料：茂原市「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」（令和6年度）

【施策の方向】

(1) 高齢者や障害者等施策の充実

高齢者や障害者、様々な悩みを持つ方等が、安定した生活の中で生きがいを持って活動できるよう、様々な支援、相談に努めます。

事業番号	具体的取組		担当課
36	高齢者の自主活動への支援 高齢者がいきいきと健康的に過ごすためには、フレイル ²⁶ を予防し、社会参加や運動の機会等を持つことが重要です。そのため、生活支援コーディネーターと連携し、地域で自主的に行われている通いの場の把握や情報提供を行います。 また、男女問わず実施できるもばら百歳体操を地区社会福祉協議会へ委託するとともに、もばら百歳体操を新たに実施する団体へ補助金を交付します。		高齢者支援課
	指標	もばら百歳体操補助金交付団体数 年2団体以上(3団体)	
37	障害者(児)の地域生活支援の充実 障害のある人もない人も共に暮らせる地域づくりという考えのもとに、障害者(児)と介護者のための障害福祉サービスや地域生活支援事業を実施することで、性別にとらわれない介護に対する支援の推進を図ります。		障害福祉課
38	障害者(児)の相談事業の充実及び社会復帰の促進 障害福祉サービスの利用に必要な情報の提供、助言を行うとともに、基幹相談支援センター等の関係機関と連携することで、障害種別にとらわれない相談支援体制の充実を図り、障害の有無や性別にとらわれない、社会復帰に向けた支援の促進を図ります。		障害福祉課
39	こころの健康に関する相談・支援の実施 臨床心理士による「こころの健康相談」や、保健師による「健康相談」、各種健(検)診を通じて、様々な悩みを持つ方のこころの不調等に対する相談を充実させるとともに、関係機関との連携を図り、こころの健康づくりの支援に努めます。		健康管理課
	指標	こころの健康相談 年12回40人以上(12回35人)	
40	困難な問題を抱える女性²⁷への支援 【新規】 様々な悩みを抱える女性への相談支援として、相談者の課題を整理し、関係機関及び民間団体との連携を強化しながら解決に向けた支援を行います。 また、相談窓口の周知、相談体制の充実を図っていきます。		子育て支援課
	指標	相談窓口の周知 年1回以上	
再掲 27	高齢者の総合相談窓口の充実(★)		高齢者支援課

(★)は女性活躍推進法に基づく推進計画関係 ※指標における()内は令和6年度実績値

²⁶ **フレイル** 健康な状態から要介護状態へと移行する段階で、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のことを指す。適切な治療や予防を行うことで、要介護状態に進まずに済む可能性がある。

²⁷ **困難な問題を抱える女性** 女性をめぐる課題は生活困窮・性暴力・性犯罪被害・家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、これらの困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が令和6年4月1日に施行された。

【施策の方向】

(2) 防災・防犯における男女共同参画の促進

災害や犯罪に市民生活が脅かされることのないよう、地域ぐるみで行われている防災や防犯への取組について支援を行います。

事業番号	具体的取組	担当課
41	男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の充実 性別によるニーズの違いや要配慮者に配慮した、避難所運営や地域防災訓練の実施により地域防災力向上を図ります。	防災対策課
42	自主防災組織の育成 住民自らが、地域の特性やニーズに応じた防災活動を行い、地域の安全を守る自主防災組織について、自治会単位での設立を推進し、性別に関わらず参画を促し、活動の活性化を図ります。	防災対策課
	指標 自主防災組織カバー率 78.24% (69.32%)	
43	地域防犯体制の充実 住民自らが「自分たちの住む地域の安全は自分たちで守る」という強い連帯意識で実施している地域防犯活動について支援を行い、男女が共に担うことにより、地域防犯力の向上を図ります。	生活課

※指標における（ ）内は令和6年度実績値

主要課題2 健やかに安心して暮らせる環境の整備

男女が生涯にわたって様々な分野でいきいきと活動するためには、心身の健康が不可欠です。

特に、女性は妊娠や出産といった身体的特性を持っているため、人生の各段階に応じた適切な健康維持ができるよう対策を進めるとともに、次世代を担う子どもを産み育てることについて女性も男性も共に認識を深め、それぞれの健康状態に応じた心と身体の健康づくりに取り組む必要があります。

また、心と身体の健康保持・増進についての考え方も変わってきているため、子どもから高齢者まで、人生の各段階に応じた栄養・運動・医療等についての正しい知識を持ち、「自分の健康は自分で守る」という健康意識の向上やスポーツを通じての健康増進などを図る必要があります。

【施策の方向】

(1) 生涯を通じた健康支援

生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、思春期から中高年期、高齢期など生涯を通じた健康支援を進めます。

事業番号	具体的取組		担当課
44	自らの健康を自ら管理する意識づくりについての啓発 疾病の早期発見を目的とした各種健（検）診の受診勧奨と健康相談、健康教育など疾病予防に向けた保健事業を推進するとともに、男女ともに生涯健康で生きがいのある社会づくりに努めます。 また、女性特有のがんや女性に多い骨粗しょう症に対する検診受診の啓発を実施します。		健康管理課
	指標	がん検診の受診率 肺がん 60% (10.2%) 胃がん 60% (3.2%) 大腸がん 60% (7.0%) 乳がん 60% (18.9%) 子宮頸がん 60% (12.8%) 骨粗しょう症予防検診 3.7% (2.4%) <small>※指標については、職域検診と市の検診を合算した受診率。 令和6年度数値については、市の検診のみの受診率。</small>	
45	人生の各段階に応じた健康相談と家庭訪問の実施 生涯健康に関して安心して過ごせるよう、妊娠期から子育て期（子育て支援課）、成人から高齢期（健康管理課）の各々の状態に応じた健康相談や家庭訪問を行います。困難事例に対しては、他団体・他機関と連携を図り、支援します。		健康管理課 子育て支援課
46	スポーツを通じた健康増進 生涯スポーツ推進の観点に立ち、市民の誰もが気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションの普及に努めます。 また、スポーツによる楽しさや爽快感、市民相互の連帯感の醸成など心身両面からの健康づくりができるよう、事業の充実にも努めます。開催にあたっては、土日や夜間等、老若男女問わず誰もが参加できる機会の確保に努めます。		スポーツ振興課
	指標	スポーツ・レクリエーション事業等の開催回数 年 30 回以上 (31 回) スポーツ・レクリエーション事業等の参加者数 年 2,000 人以上 (2,069 人)	

※指標における（ ）内は令和6年度実績値

【施策の方向】

(2) 安心して妊娠・出産できる環境づくり

女性が安心して妊娠・出産し、子育てができるよう、相談体制を充実させるとともに、夫婦が協力して子育てができるよう支援します。

事業番号	具体的取組		担当課
47	安心して妊娠・出産するための支援（★） こども家庭センターを中心に、安心して妊娠・出産、育児ができるよう、妊産婦への切れ目のない支援のため、保健師や助産師等の専門職が相談に応じ、関係機関と連携して必要なサービスへと繋ぐなどワンストップで対応します。		子育て支援課
	指標	健やか親子21 アンケート調査（乳児相談時）で「今後もこの地域で子育てをしていきたい」と回答した市民の割合 91.5%以上（87%）	
48	妊娠期の健康管理・育児に関する学習機会の提供（★） 妊娠期から夫婦で積極的に健康管理・育児の知識の普及と技術を習得する機会を提供することで、出産後育児が不安なく行われ、愛情を持って子どもを養育できるよう「ママ・パパ教室」等を実施します。開催にあたっては、父親も参加しやすいよう土曜日にも実施します。		子育て支援課
	指標	ママ・パパ教室等の初妊婦参加率 50%（47.6%）	
		ママ・パパ教室等のパートナー参加率 85%（85.7%）	
49	勤労妊婦の母性健康管理対策の推進（★）新規 妊娠、出産を理由とする不利益取り扱いを受けないよう、妊娠届出時、ママ・パパ教室、家庭訪問等においてリーフレットの配布と説明、相談先の周知を図ります。		子育て支援課
	指標	母性健康管理指導事項連絡カードの対象妊婦への周知率 100%	

（★）は女性活躍推進法に基づく推進計画関係

※指標における（ ）内は令和6年度実績値

【指標の一覧】

事業番号	指標名	目標値 ()内は令和6年度実績値	具体的取組	担当課
3	性の多様性に関する啓発	年1回以上(年4回)	多様な性のあり方に関する意識啓発の推進	企画政策課
5	講演会・講座等の開催回数	年2回以上(3回)	男女共同参画に関する市民向け講演会や講座等の開催	企画政策課
	参加者数	年150人以上(77人)		
6	意識啓発パンフレット等の配布	年2回6,000部以上 (5回6,000部)	男女共同参画に関する意識啓発	企画政策課
7	市職員対象の男女共同参画に関する研修の実施	年1回以上(1回)	男女共同参画に関する市職員研修の実施	職員課
9	相談窓口の周知・啓発回数	年12回(12回)	DV防止に関する相談窓口等の周知と意識啓発	子育て支援課
	DVカード配布枚数	年500枚		
11	高齢者見守りネットワーク協力事業所	年1事業所以上(5事業所)	高齢者の虐待防止	高齢者支援課
12	DV等に関する庁内連携会議開催	年1回以上(1回)	DV対策について関係機関との連携の強化	子育て支援課
13	DV等に関する研修参加	年1回以上	相談員のDV等に関する相談技術の向上	子育て支援課
14	審議会等における女性委員の登用率	30%以上(24.8%)	男女共同参画によるまちづくりの推進と審議会等委員への女性参画の拡大	企画政策課
15	管理職に占める女性の割合	30%以上(15.3%)	市女性職員の登用の推進	職員課
16	市女性職員の活躍推進のための研修への参加人数	年5人以上(5人)	市女性職員の活躍推進のための研修への参加機会の確保・拡大	職員課
18	認定市民活動団体のうち、「男女共同参画」分野に取り組む団体数	年5団体以上(7団体)	市民活動における男女共同参画の促進	生活課

第4章 計画の内容

事業番号	指標名	目標値 ()内は令和6年度実績値	具体的取組	担当課
19	家庭教育学級の開催回数	年56回以上(56回)	父親の子育てに関する学習機会の提供	生涯学習課
	家庭教育学級の父親参加者	年300人以上(246人)		
20	6か月乳児相談受診率	95%(92.7%)	乳幼児相談・健診事業の充実	子育て支援課
	1歳6か月児健康診査受診率	98%(96.8%)		
	3歳児健康診査受診率	97%(98.2%)		
21	「もばらで子育てガイドブック」の配布数	年2,500部(2,900部)	子育て支援に関する情報提供	子育て支援課
22	個別支援会議	年50回以上(56回)	子育てに関する相談業務の充実	子育て支援課
23	移動式赤ちゃん休憩室の貸出回数	年3回以上(2回)	移動式赤ちゃん休憩室の貸出し	生活課
24	延長保育の実施時間を延長する保育施設	現計画中に2か所(1か所)	多様な働き方を支援するための保育サービスの拡充	保育課
	一時預かりを実施する保育施設	現計画中に4か所(4か所)		
	病児・病後児保育を実施する保育施設	現計画中に1か所(1か所)		
25	学童保育の開設場所	現計画中に16か所(15か所)	放課後等の子どもの居場所づくり	保育課
	学童保育の児童数	年665人(625人)		
26	子育てふれあい広場の参加人数	年250人以上	公立幼稚園における子育て支援と地域開放の充実	学校教育課

事業番号	指標名	目標値 ()内は令和6年度実績値	具体的取組	担当課
28	認知症サポーター養成講座回数	年15回(15回)	認知症高齢者と家族等への支援の充実	高齢者支援課
	受講者数	年300人(359人)		
31	特定事業主行動計画の実施状況の公表	年1回(1回)	市職員へのワーク・ライフ・バランスの推進	職員課
33	セミナー等の開催	年1回(1回)	就労を希望する女性の再チャレンジ支援	商工観光課
34	国・県・民間企業が提供する学習コンテンツの情報発信	年1回以上	女性デジタル人材育成等の推進	企画政策課
35	家族経営協定の新規締結数	年1件以上(1件)	農業における家族経営協定締結の促進	農政課
36	もばら百歳体操補助金交付団体数	年2団体以上(3団体)	高齢者の自主活動への支援	高齢者支援課
39	こころの健康相談	年12回40人以上 (12回35人)	こころの健康に関する相談・支援の実施	健康管理課
40	相談窓口の周知	年1回以上	困難な問題を抱える女性への支援	子育て支援課
42	自主防災組織カバー率	78.24%(69.32%)	自主防災組織の育成	防災対策課
44	がん検診の受診率	肺がん 60%(10.2%) 胃がん 60%(3.2%) 大腸がん 60%(7.0%) 乳がん 60%(18.9%) 子宮頸がん 60%(12.8%) 骨粗しょう症予防検診 3.7%(2.4%) ※指標については、職域検診と市の検診を合算した受診率。令和6年度数値については、市の検診のみの受診率。	自らの健康を自ら管理する意識づくりについての啓発	健康管理課

第4章 計画の内容

事業番号	指標名	目標値 ()内は令和6年度実績値	具体的取組	担当課
46	スポーツ・レクリエーション事業等の開催回数	年30回以上(31回)	スポーツを通じた健康増進	スポーツ振興課
	スポーツ・レクリエーション事業等の参加者数	年2,000人以上 (2,069人)		
47	健やか親子21 アンケート調査(乳児相談時)で「今後もこの地域で子育てをしていきたい」と回答した市民の割合	91.5%以上(87%)	安心して妊娠・出産するための支援	子育て支援課
48	ママ・パパ教室等の初妊婦参加率	50%(47.6%)	妊娠期の健康管理・育児に関する学習機会の提供	子育て支援課
	ママ・パパ教室等のパートナー参加率	85%(85.7%)		
49	母性健康管理指導事項連絡カードの対象妊婦への周知率	100%	勤労妊婦の母性健康管理対策の推進	子育て支援課

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

茂原市男女共同参画計画（第5次）を効果的に推進するために、男女共同参画社会づくりへのさらなる理解の浸透に努めるとともに、推進体制の整備、関係機関との連携、市民や団体、企業等の連携を図りながら進めます。

(1) 推進体制の整備

第5次計画に基づき、様々な施策を総合的かつ計画的に推進していくため、推進体制の充実を図ります。

庁内においては「茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会」を設置し、計画の推進、施策の調査・研究に努めるとともに、関係各課で取り組んでいる各事業の進ちょく状況について事業評価シートによる評価を行い、計画の適切な進行管理に努めます。

また、有識者等からなる「茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会」により外部評価を実施することで評価の透明性を確保し、施策の効果的推進を図るとともに、結果について広く公表します。

(2) 関係機関との連携

男女共同参画社会を実現するための課題は広範囲にわたるため、法律や制度の見直しなど市行政の権限を超えるものについては国・県に要請します。

また、近隣市町村との交流・連携を図り、広域的に計画を推進します。

(3) 調査研究・情報提供の充実

第5次計画を効果的に推進するため、引き続き市民の意識、企業・団体の意見や実態などを調査研究・分析し、各施策に反映させます。

男女共同参画社会を実現するためには市民や企業・団体の理解と協力が不可欠であることから、講演会やセミナーなどの開催による意識啓発、広報もばらや市公式ウェブサイトなど様々なメディアを活用した情報提供に努めます。

参 考 资 料

参 考 資 料

(1) 茂原市男女共同参画計画（第5次）の策定経過

令和6年	5月	○策定作業開始
	6月	○男女共同参画社会づくりに向けての意識調査（以下、「令和6年度市民意識調査」という。）の実施 ・18歳以上の市民3,000人を無作為抽出
	7月～	○令和6年度市民意識調査の回収・集計・分析 ・回収数 815件 ・回収率 27.2%
令和7年	3月	○茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会・推進委員会 ・策定方針・策定スケジュール等について
	4月	○全体説明会（庁内） ・策定方針・策定スケジュール等について ・原案の作成方法について
	5月	○第1回茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会 ・令和6年度事業評価における重点事業評価の決定 ・令和6年度市民意識調査の結果報告 ○第1回茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会 ・令和6年度事業評価の実施 ・令和6年度市民意識調査の結果報告 ○令和6年度市民意識調査の結果を公表（茂原市公式ウェブサイト・Facebook）
	6月	○第2回茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会 ・茂原市男女共同参画計画（第5次）の策定について（第1章計画の基本的考え方、第2章計画策定の背景、第3章施策の体系） ○第2回茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会 ・令和6年度事業評価の実施
	7月	○第3回茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会 ・茂原市男女共同参画計画（第5次）の策定について（第4章計画の内容） ○第3回茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会 ・茂原市男女共同参画計画（第5次）の策定について（第1章計画の基本的考え方、第2章計画策定の背景、第3章施策の体系、第4章計画の内容）

	8月	<ul style="list-style-type: none"> ○第4回茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会 ・茂原市男女共同参画計画（第5次）の策定について（第4章計画の内容、第5章計画の推進） ○第4回茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会 ・茂原市男女共同参画計画（第5次）の策定について（第4章計画の内容）
	9月	<ul style="list-style-type: none"> ○第5回茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会 ・茂原市男女共同参画計画（第5次）の策定について（第4章計画の内容）
	10月	<ul style="list-style-type: none"> ○第6回茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会 ・茂原市男女共同参画計画（第5次）の策定について（第4章計画の内容、第5章計画の推進）
	11月	<ul style="list-style-type: none"> ○第5回茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会 ・茂原市男女共同参画計画（第5次）の策定について（素案の確認） ○第7回茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会 ・茂原市男女共同参画計画（第5次）の策定について（素案の確認） ○議員全員協議会 ・第5次計画の策定状況について説明 ○茂原市男女共同参画計画（第5次）素案を決定 ○パブリックコメント（市民意見募集）を実施 ・茂原市男女共同参画計画（第5次）素案に関する市民意見を募集
令和8年	1月	<ul style="list-style-type: none"> ○茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会 ・茂原市男女共同参画計画（第5次）に関する提言書を市長に提出
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○茂原市男女共同参画計画（第5次）を策定

(2) 茂原市男女共同参画計画（第5次）に関する提言

茂原市長 市原 淳 様

茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会
会長 大塚 節子

「男女ハートフル共生プラン～茂原市男女共同参画計画（第5次）～」に関する提言

茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会では、「茂原市男女共同参画計画（第5次）」策定のため、市の各担当部署及び茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会とともに検討を重ねてまいりました。

計画では、男女共同参画社会の実現に向けて4つの基本目標を掲げ、男女共同参画社会づくりへの取り組みを示しています。

市長におかれましては、茂原市における男女共同参画社会の実現を目指し、各施策に取り組みますようここに提言いたします。

■課題1 人権尊重意識の啓発について

すべての国民は法の下に平等であり、「人権の尊重」は、男女共同参画の根底をなす基本理念です。男女共同参画社会づくりを推進していくためには、男女を問わず個人の尊厳を重んじ、男女が共にひとりの人間として能力を発揮できるようにしていく必要があることから、以下の点について提言します。

- 人権尊重意識を育むには、幼児期からの教育が重要であるため、幼保・学校教育において、保育士・教職員は常に人権尊重の意識を持って子どもと接するように努められたい。また、人権相談をはじめとする各種相談について、関係各課及び国・県とも連携を図りながら、より迅速かつ適切に相談内容の解決に向けた取り組みの強化に努められたい。
- ハラスメントの防止対策について、周知と意識啓発に努められたい。特に、セクハラやパワハラ防止など人権を守るための研修については、幅広い世代に理解してもらうことが必要となるため、継続的に開催するよう努められたい。
- LGBTQ（性的少数者）等、男女に限らない多様な性への配慮について、社会的に関心は高まりつつあるが、正しい理解が進んでいるとは言い難い状況にあるため、市民や市職員に対し、正しい情報提供や理解の促進に努められたい。

■課題2 あらゆる暴力の根絶について

暴力は、身体を傷つけるだけでなく、言葉による精神的な暴力など色々な形で存在し、個人の尊厳を踏みにじる決して許されない行為です。あらゆる暴力をなくすための啓発運動の推進を図るため、以下の点について提言します。

- 「令和6年度市民意識調査」の結果によると、DV被害を受けながらも相談に至らない方がいるため、早期発見に向けた関係機関との情報交換や相談窓口の周知にあたっては、より効果的な方法を検討されたい。
- 若年層に対するDVへの正しい理解を促進するため、義務教育課程のみならず、市内高等学校の生徒も対象に意識啓発されたい。
- 相談員は、DV被害者への支援のための研修に参加し、相談技術の向上を図られたい。

■課題3 様々な分野における男女共同参画の推進について

誰もが自らの希望する生き方を選択できる社会を実現するために、固定的性別役割分担意識を変え、男女が対等に意見を反映できるような環境づくりに取り組むことが重要です。また、働き方を見直し、家庭や地域活動への積極的な参加を促進するなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みの推進が必要であることから、以下の点について提言します。

- 審議会等委員への女性参画が十分ではないため、委員の選定方法について再度見直し、女性の登用の促進に努められたい。
- 女性管理職の登用の促進のため、市が事業所等の模範となれるよう、女性職員の活躍推進のための研修等への参加機会の確保・拡充を図られたい。
- 男性を中心とした長時間労働の削減など、働き方の改革に取り組み、男女共に家事・育児・介護等と仕事を両立できる環境を整え、ワーク・ライフ・バランスのさらなる推進に努められたい。
- 共働き世帯の増加に伴い、育児や介護等と仕事を両立できるよう、子育て支援及び介護支援を充実させるとともに、各種休暇・休業制度が男女共に活用しやすい環境づくりに努められたい。
- 育児や介護等によりフルタイムの仕事が難しい女性や、デジタル分野未経験でスキルアップを希望する女性を中心に、デジタルスキルを身につけるための情報提供を推進されたい。

■課題4 誰もが安心して暮らせる環境づくりについて

男女共同参画社会の実現のためには、私たち一人ひとりが生涯を通じて心身ともに健康でいきいきと暮らす環境づくりが必要なことから、以下の点について提言します。

- 防災・災害復興対策において女性が主体的な担い手であると認識し、方針決定段階からの女性の参画推進に努められたい。
- 避難所運営等においては、性別によるニーズの違いを把握し、特別な配慮が必要な人々が安心して避難生活が送れるよう対応されたい。
- 男女が生涯にわたってさまざまな分野でいきいきと活動するためには、心身の健康が不可欠であるため、健康相談や、自主グループ等による健康教室やスポーツ・レクリエーション教室等の充実に努められたい。
- 複雑化、多様化、複合化する困難な問題を抱える女性への相談支援窓口の周知を図られたい。
- 女性は、妊娠や出産といった身体的特性を持っているため、人生の各段階に応じた適切な健康維持ができるよう対策を進めるとともに、こども家庭センターによる支援の充実や、健康管理に関する学習機会の提供に努められたい。

(3) 茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 茂原市男女共同参画計画(以下「計画」という。)の円滑な推進を図るため、茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 計画の実施状況に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会づくり推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係諸団体の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 前項第3号に掲げる者は、公募により選考するものとする。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。ただし、委員が選任されて最初に行われる会議にあっては、市長がこれを招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じて委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総合企画部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

(4) 茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会委員名簿

(令和7年4月1日現在・敬称略)

区分	役職	氏名	所属等
学識経験者	会長	大塚 節子	ちば菜の花会（ジェンダー平等を進める会）
関係諸団体の 代表者		高橋 弘樹	茂原商工会議所青年部会長
関係諸団体の 代表者		森川 礼子	茂原市ハートフルフェスタ実行委員会委員長
一般公募	副会長	上村 俊一	
一般公募		及川 哲子	
一般公募		白土 和子	
一般公募		鈴木 智里	
一般公募		永沼 洋子	
一般公募		寺田 三千代	
一般公募		横堀 明子	

区分	氏名	所属等
アドバイザー	遠藤 恵子	城西国際大学国際人文学部国際文化学科教授

(5) 茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会設置要領

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会づくりに関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会づくりに関する施策の調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会づくりに関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、市長が任命するものをもって組織する。

- 2 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は委員の互選による。
- 4 委員長は、推進委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- 6 委員の任期は、任命日の属する年度の末日をもって終了する。ただし、再任を妨げない。
- 7 委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者

の残任期間とする。

(会議)

第4条 推進委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 推進委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、賛否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 推進委員会の庶務は、総合企画部企画政策課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(6) 男女共同参画社会づくり推進施策の歩み（国際婦人年以降）

年	世界・国連	日本	千葉県	茂原市
1975 (昭 50)	<ul style="list-style-type: none"> ●国際婦人年（目標：平等・開発・平和） ●国際婦人年世界会議（メキシコシティ）を開催 ●世界行動計画を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●婦人問題企画推進本部を設置 ●婦人問題企画推進本部会議を開催 		
1976 (昭 51)	「国連婦人の十年」始まる	民法を一部改正		民生部内に婦人児童課を設置
1977 (昭 52)		「国内行動計画」を策定	「千葉県婦人問題行政連絡協議会」を設置	
1978 (昭 53)			「青少年課」を「青少年婦人課」に改組し、「婦人班」を設置	
1979 (昭 54)	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」を採択		各支庁に婦人問題担当窓口を設置	
1980 (昭 55)	<ul style="list-style-type: none"> ●「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン）を開催 ●「国連婦人の十年後半期行動プログラム」を採択 		婦人広報誌「ちばの婦人」を創刊	
1981 (昭 56)		「国内行動計画後期重点目標」を策定	<ul style="list-style-type: none"> ●「千葉県婦人施策推進総合計画」を策定 ●「千葉県青少年婦人会館」を開館 	
1982 (昭 57)			「婦人問題推進のつどい」を開催	
1984 (昭 59)				民生部婦人児童課を民生部児童家庭課に改組
1985 (昭 60)	<ul style="list-style-type: none"> ●「国連婦人の十年最終年ナイロビ世界会議」を開催 ●「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「国籍法」の改正 ●「男女雇用機会均等法」を公布 ●「女子差別撤廃条約」を批准 	<ul style="list-style-type: none"> ●「婦人問題に関する意識調査」を実施 ●「千葉県婦人問題懇話会」を設置 	
1986 (昭 61)		<ul style="list-style-type: none"> ●婦人問題企画推進本部を拡充し、構成を全省庁に拡大 ●婦人問題企画推進有識者会議を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●「婦人フォーラム」県大会を開催 ●「千葉県婦人計画」を策定 	
1987 (昭 62)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定		
1988 (昭 63)			「国際婦人フォーラム」を開催	
1989 (平 1)	「児童の権利条約」を採択		「婦人問題に関する意識調査」を実施	
1990 (平 2)	国連経済社会理事会において「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を採択		青少年婦人課に「婦人政策室」を設置	
1991 (平 3)		<ul style="list-style-type: none"> ●「育児休業法」を公布 ●婦人問題担当大臣を任命 	「さわやかちば女性プラン」を策定	
1992 (平 4)			「青少年婦人課婦人政策室」を「青少年女性課女性政策室」に変更	
1993 (平 5)	<ul style="list-style-type: none"> ●世界人権会議（ウィーン）を開催 ●「女性に対する暴力撤廃宣言」を採択 		<ul style="list-style-type: none"> ●千葉県女性白書「ちば女性のすがた」を発行 ●「男女共同参加型社会に向けての県民意識調査」を実施 	
1994 (平 6)	国際人口・開発会議（カイロ）を開催	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画室を設置 ●男女共同参画審議会を設置（政令） ●男女共同参画推進本部を設置 		

年	世界・国連	日本	千葉県	茂原市
1995 (平 7)	<ul style="list-style-type: none"> ●第4回世界女性会議（北京）を開催 ●「北京宣言および行動綱領」を採択 	「育児休業法」を改正（介護休業制度の法制化）	第4回世界女性会議(NGOフォーラム)派遣事業を実施	民生部を健康福祉部に改組
1996 (平 8)		<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）が発足 ●「男女共同参画2000年プラン」を策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「ちば新時代女性プラン」を策定 ●さわやかちば県民プラザ（女性センター）を開館 	
1997 (平 9)		<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画審議会を設置（法律） ●「男女雇用機会均等法」を改正 ●「介護保険法」を公布 		
1998 (平 10)			「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」を実施	
1999 (平 11)		<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画社会基本法」を公布、施行 ●「食料・農業・農村基本法」を公布、施行 		
2000 (平 12)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）を開催 ●ミレニアム開発目標（MDGs）設定（目標3：ジェンダー平等推進と女性の地位向上） 	「男女共同参画基本計画」を策定	「青少年女性課女性政策室」から「男女共同参画課」に改組	
2001 (平 13)		<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画会議を設置 ●男女共同参画局を設置 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を施行 ●「第1回男女共同参画週間」を実施 ●「仕事と子育ての両立支援策の方針について」を閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「千葉県男女共同参画計画」を策定 ●千葉県男女共同参画白書「ちばデータでみる女と男」を発行 	教育委員会および健康福祉部児童家庭課において取り組んできた女性施策を「男女共同参画施策」として企画財政部企画政策課に移管
2002 (平 14)		アフガニスタンの女性支援に関する懇談会を開催	女性サポートセンターを設置し、千葉県女性センターとともに配偶者暴力相談支援センターに指定	<ul style="list-style-type: none"> ●「茂原市男女共同参画社づくり推進懇話会」を設置 ●「茂原市男女共同参画社づくり推進委員会」を設置 ●「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」を実施
2003 (平 15)		<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画推進本部において「女性のチャレンジ支援策の推進について」を決定 ●男女共同参画社会の将来像検討会を開催 ●女子差別撤廃条約実施状況第4回・第5回報告の審議 ●「次世代育成支援対策推進法」を公布、施行 ●「少子化社会対策基本法」を公布、施行 		「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」の結果を公表
2004 (平 16)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を改正	「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」を実施	「茂原市男女共同参画計画」を策定
2005 (平 17)	第49回国連婦人の地位委員会（「北京+10」閣僚級会合）を開催（ニューヨーク）	<ul style="list-style-type: none"> ●「育児・介護休業法」を改正 ●「男女共同参画基本計画（第2次）」を策定 		

年	世界・国連	日本	千葉県	茂原市
2006 (平 18)		「男女雇用機会均等法」を改正	<ul style="list-style-type: none"> ●「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」を策定 ●ちば県民共生センター、同東葛飾センターを開設 ●「千葉県男女共同参画計画（第2次）」を策定 	
2007 (平 19)		<ul style="list-style-type: none"> ●「男女雇用機会均等法」を一部改正を施行 ●「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定 		
2008 (平 20)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を改正		<ul style="list-style-type: none"> ●健康福祉部児童家庭課内に子育て支援室を設置 ●「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」を実施
2009 (平 21)		<ul style="list-style-type: none"> ●「育児・介護休業法」を改正 ●女子差別撤廃条約実施状況第6回報告の審議 	<ul style="list-style-type: none"> ●「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第2次）」を策定 ●「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」の結果を公表 ●「茂原市男女共同参画社会づくり推進懇話会」、「茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会」を組織改正
2010 (平 22)	第54回国連婦人の地位委員会（「北京+15」記念会合）を開催（ニューヨーク）	<ul style="list-style-type: none"> ●政労使トップによる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の新たな合意 ●「男女共同参画基本計画（第3次）」を策定 		<ul style="list-style-type: none"> ●組織改正を受け「茂原市男女共同参画社会づくり推進懇話会」を再設置 ●健康福祉部を福祉部に、児童家庭課を子育て支援課に改組
2011 (平 23)	ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関（UN Women）正式発足		●「千葉県男女共同参画計画（第3次）」を策定	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女ハートフル共生プラン～茂原市男女共同参画計画（第2次）～」を策定 ●男女共同参画社会づくり推進委員会による2次評価を試行実施
2012 (平 24)	第56回国連婦人の地位委員会において「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」を採択	「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」を策定	「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第3次）」を策定	男女共同参画社会づくり推進委員会による2次評価を実施（毎年）
2013 (平 25)		<ul style="list-style-type: none"> ●若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を改正 ●「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ 		<ul style="list-style-type: none"> ●「茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会」を設置 ●茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会による外部評価を実施（毎年） ●「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」を実施
2014 (平 26)	第58回国連婦人の地位委員会において「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」を採択	「日本再興戦略」を改定し「女性が輝く社会の実現」を掲げる	「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」を実施	「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」の結果を公表

年	世界・国連	日本	千葉県	茂原市
2015 (平 27)	<ul style="list-style-type: none"> ●第59回国連婦人の地位委員会（「北京+20」記念会合）を開催（ニューヨーク） ●第3回国連防災世界会議において「仙台防災枠組」を採択（仙台） ●「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）採択（目標5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。） 	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性活躍加速のための重点方針2015」を策定（以降、毎年策定） ●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を公布 ●「男女共同参画基本計画（第4次）」を策定 		企画政策課の「国際化推進係」を「男女共同・国際化係」に変更
2016 (平 28)	G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」に合意	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を施行 ●女子差別撤廃条約実施状況第7回・第8回報告の審議 	「千葉県男女共同参画計画（第4次）」を策定	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女ハートフル共生プラン～茂原市男女共同参画計画（第3次）～」を策定 ●「茂原市DV防止基本計画」を策定
2017 (平 29)		「育児・介護休業法の一部を改正する法律」を施行	「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第4次）」を策定	
2018 (平 30)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を公布・施行	千葉県男女共同参画センター移転	
2019 (令 1)	W20日本開催（国際女性会議WAW!と同時開催）	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を改正 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を改正 	「男女共同参画社会実現に向けての県民意識調査」を実施	「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」を実施
2020 (令 2)	第64回国連婦人の地位委員会（「北京+25」記念会合）を開催（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画（第5次）」を策定		「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」の結果を公表
2021 (令 3)		<ul style="list-style-type: none"> ●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を改正・施行 ●「育児・介護休業法」を改正 	「男女共同参画基本計画（第5次）」を策定	「男女ハートフル共生プラン～茂原市男女共同参画計画（第4次）～」を策定
2022 (令 4)		<ul style="list-style-type: none"> ●「育児・介護休業法」を施行 ●「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を公布 		
2023 (令 5)	G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合を開催	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画基本計画（第5次）」一部変更 ●「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する法律」を公布・施行 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を改正 ●「育児・介護休業法」を施行 	「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」制定・施行	
2024 (令 6)	世界経済フォーラム「ジェンダー平等加速プログラム」への参加	<ul style="list-style-type: none"> ●「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を施行 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を施行 ●「育児・介護休業法」を改正 ●「次世代育成支援対策法」を改正 ●女性差別撤廃条約実施状況第9回報告の審議 	千葉県総合企画部多様性推進課男女共同参画室に変更	「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」を実施
2025 (令 7)	第69回国連婦人の地位委員会（「北京+30」記念会合）を開催（ニューヨーク）	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を延長 ●「育児・介護休業法」を施行 ●「次世代育成支援対策法」を施行 ●「第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（案）」を公表 		「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」の結果を公表
2026 (令 8)			「男女共同参画基本計画（第6次）」を策定	「男女ハートフル共生プラン～茂原市男女共同参画計画（第5次）～」を策定

(7) 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正：令和 7 年 6 月 27 日法律第 80 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (省略)

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抜粋）

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号
最終改正：令和 7 年 1 月 10 日法律第 84 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護(被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。)を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

(以下省略)

(9) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抜粋）

平成27年9月4日法律第64号

最終改正：令和7年6月11日法律第63号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退

職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定める

ものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項
 - ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(以下省略)

(10) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

平成30年5月23日法律第28号
最終改正：令和3年6月16日法律第67号

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職(次条において「公選による公職等」という。)にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること(以下「政治分野における男女共同参画」という。)が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及び

その活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則(次条において単に「基本原則」という。)にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国内外における当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供（次項及び第九条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(環境整備)

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

附 則 (省略)

(11) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（抜粋）

令和4年5月25日法律第52号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画

（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(以下省略)

(12) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（抜粋）

令和5年6月23日法律第68号

(目的)

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(国の役割)

第四条 国は、前条に定める基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(以下省略)

(13) SDGsについて

●SDGsとは

SDGs（エスディー・ジーズ）とは、Sustainable Development Goalsの略です。平成27年（2015）年9月の国連サミットにおいて採択され、令和12年（2030）年を期限に国際社会全体が取り組む開発目標です。貧困の撲滅、教育、ジェンダー平等、気候変動対策など17の目標と169のターゲットで構成され、誰一人取り残さない社会の実現をめざします。国・自治体・企業・市民が連携し、地域課題の解決と持続可能な地域づくりを進めるための共通の指針です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



●茂原市男女共同参画計画とSDGsの関連性

茂原市男女共同参画計画は、SDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」を中心に、目標1「貧困をなくそう」、目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標4「質の高い教育をみんなに」、目標8「働きがいも経済成長も」、目標10「人や国の不平等をなくそう」、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標13「気候変動に具体的な対策を」及び目標16「平和と公正をすべての人に」と密接に結びついています。

茂原市男女共同参画計画で推進する「DV、虐待防止啓発の推進」、「市政における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進」、「ワーク・ライフ・バランスの推進」、「雇用機会の均等と職場環境の整備・改善」及び「防災・防犯における男女共同参画の促進」といった取組は、SDGsの達成にも直結します。市民や団体、企業と行政が協働し、市民一人ひとりが性別にとらわれず個性と能力を十分に発揮して自分らしく生きることのできる男女共同参画社会づくりを推進します。

男女ハートフル共生プラン ～茂原市男女共同参画計画（第5次）～

発行：令和8年（2026年）3月

編集：茂原市総合企画部企画政策課

〒297-8511 茂原市道表1番地

TEL：0475-20-1651 FAX：0475-20-1602

Mail：kikaku2@city.mobara.chiba.jp